

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 千葉 秀幸

1 日時

令和6年12月5日（木曜日）

午前10時0分開会、午後2時58分散会

（休憩 午前11時2分～午前11時2分、午前11時4分～午前11時4分、
午前11時5分～午前11時13分、午前11時55分～午後1時0分、
午後1時50分～午後1時50分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

千葉秀幸委員長、はぎの幸弘副委員長、高橋はじめ委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、
千葉伝委員、城内愛彦委員、村上秀紀委員、佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

及川担当書記、谷地担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記

6 説明のために出席した者

（1）政策企画部

小野政策企画部長、西野理事兼副部長兼首席調査監、本多政策企画課総括課長、
畠山秘書課総括課長

（2）総務部

千葉総務部長、松村理事兼副部長兼総務室長、内城参事兼人事課総括課長、
佐藤財政課総括課長、八重樫行政経営推進課総括課長、多田税務課総括課長、
岩間管財課総括課長、石田法務・情報公開課長

（3）復興防災部

福田復興防災部長、北島副部長兼復興危機管理室長、
戸田副部長兼消防安全課総括課長、山本特命参事兼企画課長、
田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長、田端防災課総括課長、
木村県民安全課長

（4）ふるさと振興部

村上ふるさと振興部長、畠山国際室長、渡辺交通政策室長、
兼平企画課長、佐藤市町村課総括課長

（5）I L C推進局

箱石 I L C 推進局長、中村副局長兼事業推進課総括課長

(6) 出納局

滝山会計管理者兼出納局長、高橋副局長兼総務課総括課長、
千葉特命参事兼入札課長

(7) 人事委員会事務局

菅原人事委員会事務局長、品川職員課総括課長

(8) 監査委員事務局

佐々木監査委員事務局長、及川参事兼監査第一課総括課長

(9) 警察本部

天野警務部長、加藤警務部参事官兼首席監察官、菅原警務部参事兼会計課長、
村上県民課長、青木運転免許課長

(10) 議会事務局

藤原議会事務局次長、米内総務課総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第7号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

第2条第2表中

第9款 警察費

イ 議案第19号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費中 ふるさと振興部関係

第5項 選挙費

第6項 復興防災費

第7項 統計調査費

第9項 人事委員会費

第10項 監査委員費

第3款 民生費

第5項 災害救助費

第9款 警察費

ウ 議案第24号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第25号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第26号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第27号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第28号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

ク 議案第29号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

ケ 議案第3号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

他の委員会の付託分以外

コ 議案第4号 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

サ 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

シ 議案第8号 防災行政情報通信ネットワーク次世代化工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ス 議案第17号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

受理番号第42号 家族従業者の人権保障と女性の自立促進の支障となっている所得税法第56条廃止を求める請願

(3) その他

次回の委員会運営について

○千葉秀幸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、警察本部から発言を求められておりますので、これを許します。

○天野警務部長 お許しをいただきまして、警察官の非違事案について御報告いたします。

去る11月22日、盛岡東警察署地域課に所属する30歳の男性警察官を、自己所有の軽4輪乗用車を酒気帯び運転した道路交通法違反の事実で現行犯逮捕いたしました。

飲酒運転は悪質、重大な犯罪行為であるという共通認識が定着し、関係機関、団体の全面的な協力を得て交通安全対策を推進している中、このような事案を発生させてしまったことは誠に申し訳なく、県民の皆様からの信頼を大きく損ねたことを深くおわび申し上げます。

県警察といたしましては、飲酒運転はもちろん、非違事案の未然防止に向け、全職員に対する職務倫理教養をはじめ、細やかな心情把握によるリスク要因の早期把握と対応を着実に実施するなど再発防止に努めますとともに、県民の皆様からの信頼回復と期待に応えることができるよう、全力で取り組んでまいり所存でございます。

○千葉秀幸委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、第2条第2表繰越明許費補正中、第9款警察費、議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税費、第4項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第5項選挙費、第6項復興防災費、第7項統計調査費、第9項人事委員会費、第10項監査委員費、第3款民生費第5項災害救助費、第9款警察費、議案第24号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第25号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第26号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第27号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第28号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第29号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上8件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、生活困窮世帯に対する灯油購入費等の経済的負担軽減に要する経費のほか、介護ロボット等の導入経費に対する補助を計上したものです。

議案（その1）の5ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,639万1,000円を追加し、補正後現計を7,421億3,162万8,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、6ページから7ページの第1表のとおりであります、これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明します。

8ページの第2表繰越明許費につきましては、9款警察費、1項警察管理費について、事務執行に不測の日数を要した1事業を追加するものであります。

9ページの第3表債務負担行為補正につきましては、当委員会の所管に係るものはございません。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の7ページをごらん願います。まず、歳入について御説明申し上げます。9款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、介護ロボット等導入支援事業費補助の補正に伴い、2億1,906万9,000円の増額でございます。

次に、8ページの13款繰越金につきましては、今回の補正に伴い必要となる財源について補正するものであり、4億4,732万2,000円の増額でございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は6億6,639万1,000円となっております。

歳出につきましては、当委員会の所管に係るものはございません。

続きまして、議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。今回の補正予算は、人事委員会勧告に基づく給与改定等に要する経費を計上しております。

議案（その3）の5ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51億2,213万3,000円を追加し、補正後現計を7,472億5,376万1,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、6ページから10ページの第1表のとおりであり、後ほど予算に関する説明書により御説明します。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の7ページをごらん願います。まず、歳入について御説明申し上げます。いずれも給与改定等に伴う財源補正として、5款地方交付税、8ページ、9款国庫支出金のうち1項国庫負担金、9ページ、3項委託金、10ページ、13款繰越金、11ページ、14款諸収入をそれぞれ増額するものであり、今回の補正で増額する歳入総額は51億2,213万3,000円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。給与改定等に対応した経費として、12ページ、1款議会費から17ページの2款総務費、4項地域振興費、1目地域振興総務費のふるさと振興部まで、同じく17ページの4目国際交流推進費から20ページ、2款総務費、7項統計調査費まで、22ページ、2款総務費、9項人事委員会費から23ページの2款総務費、10項監査委員費まで、29ページまで進みまして3款民生費、5項災害救助費、58ページまで飛びまして9款警察費、1項警察管理費及び次ページの2項警察活動費をそれぞれ増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○内城参事兼人事課総括課長 初めに、これから御説明申し上げます条例案6件につきまして、人事委員会勧告等に基づき一般職の職員等の給与改定を行うとともに、一般職との均衡を踏まえ、特別職の職員の給与改定を行おうとするものでございます。

説明に当たりましては、それぞれの条例案につきまして、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により説明をさせていただきます。また、説明の都合上、議案番号の順

番とは異なる順番で御説明を申し上げますことをあらかじめ御容赦いただきますようお願い申し上げます。

まず初めに、議案第 24 号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から御説明申し上げます。配付資料（その 4）の 5 ページをごらんください。

1 の改正の趣旨であります。諸般の情勢に鑑み、特別職の職員の給料、議員報酬及び報酬の額並びに期末手当の支給割合を改定するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

2 の条例案の内容であります。 (1) の表に記載のとおり特別職の職員の給料等の月額を引き上げるほか、次のページに参りまして、 (2) の表に記載のとおり期末手当の支給割合を年間 3.40 月から 3.45 月に改定するとともに、あわせて (3) のとおり所要の整備をしようとするものでございます。

3 の施行期日等ありますが、この条例は公布の日から施行するものであります。令和 7 年度の改定は令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

また、本年度の改定のうち、給料等の月額の改定は 10 月 1 日から、期末手当の改定は 12 月 1 日から適用するとともに、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

続きまして、議案第 27 号の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。配付資料（その 4）の 17 ページに記載がございます。

1 の改正の趣旨であります。人事委員会の勧告等に鑑み、職員の給料月額、初任給調整手当の支給限度額、扶養手当の額、地域手当の級地の区分及び支給割合、通勤手当の支給限度額、勤勉手当の支給割合並びに寒冷地手当の支給限度額を改定し、給料表の号給構成、扶養手当に係る扶養親族の範囲及び寒冷地手当の支給地域を改め、一定の職務の級以上の職員について一定期間を特に良好な成績で勤務した場合に限り昇給を行うこととし、並びに管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大する等所要の改正をしようとするものでございます。

2 の条例案の内容であります。内容が非常に多岐にわたることから、主な内容を御説明申し上げます。まず、 (1) は、本年度から実施するものであります。アの給料表の改定につきましては、全ての給料表の全ての給料月額を引き上げようとするものでございます。

イの諸手当の改定のうち、 (イ) の期末手当につきましては、本年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものでございます。具体的には、再任用の職員について年間 0.025 月の引き上げとするものでございます。

(ウ) の勤勉手当につきましては、本年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、再任用以外の職員にあつては年間 0.10 月の引き上げとするものでございます。なお、期末手当と勤勉手当の支給割合の合計は、再任用以外の職員にあつては年間 4.50 月から 4.60 月とするものでございます。

(エ)の寒冷地手当につきましては、支給限度額を表に記載のとおり改定しようとするものであり、その引き上げ幅はいずれも11%余りとなるものでございます。

続いて、(2)は、令和7年度から実施するものでありますが、これは国の動きに準じ、有為な人材の確保等、公務員人事管理をめぐる重点課題に対応するため、いわゆる給与制度のアップデートとして、時代の要請に即した給与制度への転換を進めるべく行おうとするものを中心でございます。

アの給料表の改定につきましては、職務や職責をより重視した給与体系に見直しを図るため、一定の号給のカットなどを行うものでございます。

ウの諸手当の改定のうち、(ア)の扶養手当につきましては、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当の月額を1人につき1万円から1万3,000円に引き上げるものでございます。なお、この扶養手当の改定につきましては、令和8年度にかけて段階的に実施しようとするものでございます。

(ウ)の通勤手当につきましては、広大な県土を有する本県の実情や職員の通勤実態等を踏まえ、新幹線通勤や高速道路通勤等に係る通勤手当の支給限度額を月15万円まで引き上げるとともに、新幹線通勤や高速道路通勤に係る手当の要件を緩和しようとするものでございます。

少し飛びまして、(キ)につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に対する手当の支給範囲を拡大し、新たに寒冷地手当等を支給しようとするものでございます。

(ク)の寒冷地手当の支給地域の改定につきましては、直近の気象データに基づき、大船渡市を支給地域とし、旧田老町を非支給地域としようとするものであります。

(3)につきましては、刑法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

(4)につきましては、先ほど御説明申し上げました定年前再任用短時間勤務職員に対する措置と同様に、暫定再任用職員に対する手当の支給範囲を拡大しようとするものでございます。

3の施行期日等ではありますが、(1)につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものでありますが、先ほど御説明申し上げました条例案の内容のうち、いわゆる給与制度のアップデートに係る部分等は令和7年4月1日から、2、(3)の法改正に伴う所要の整備は令和7年6月1日から施行しようとするものでございます。

(2)につきましては、先ほど御説明申し上げました条例案の内容のうち、2、(1)、アの給料表などの改定は令和6年4月1日から、(1)、イ、(イ)の期末手当及び(ウ)の勤勉手当の本年度の改定は12月1日から適用しようとするものでございます。

(3)及び(4)につきましては、条例の改定に際して所要の経過措置を講じるとともに、必要な事項は人事委員会規則で定めようとするものでございます。

(5)につきましては、今回の給与改定を踏まえ、他の条例の一部を改定しようとするものでございます。

続きまして、議案第 29 号の市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案（その 4）の 153 ページに記載がございます。

議案第 29 号であります。給料月額、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の改定などについて、先ほど御説明申し上げました議案第 27 号、職員の給与条例であります。こちらの条例案と同様の改正をしようとするものでございます。

続きまして、議案第 28 号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。配付資料（その 4）の 150 ページに記載がございます。

1 の改正の趣旨であります。諸般の情勢に鑑み、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改定するとともに、刑法の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものでございます。

2 の条例案の内容であります。1）につきましては、表に記載のとおり勤勉手当の支給割合を年間 2.00 月から 2.10 月に改定しようとするものであります。

2）につきましては、刑法の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものでございます。

3 の施行期日等であります。1）につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。先ほど御説明申し上げました条例案の内容のうち、2、1）の勤勉手当の令和 7 年度の改定は令和 7 年 4 月 1 日から、2、2）の法改正に伴う所要の整備は令和 7 年 6 月 1 日から施行しようとするものでございます。

2）につきましては、先ほど御説明申し上げました条例案の内容のうち、2、1）の勤勉手当の本年度の改定は 12 月 1 日から適用しようとするものでございます。

3）につきましては、条例の改定に際して所要の経過措置を講じようとするものでございます。

最後になりますが、議案第 25 号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 26 号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案第 25 号につきましては配付資料（その 4）の 9 ページ、議案第 26 号につきましては 14 ページに記載がございます。

1 の改正の趣旨であります。人事委員会の勧告に鑑み、特定任期付職員及び任期付研究員それぞれの給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

あわせて、議案第 25 号は、特定任期付職員等に対し勤勉手当を支給するとともに、特定任期付職員業績手当を廃止し、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

なお、議案第 25 号の特定任期付職員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定期間活用する任用形態の職員であります。

また、議案第 26 号の任期付研究員とは、研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を招聘し、一定期間研究に従事する任用形態の職員でございます。

まず、議案第 25 号の 2 の条例案の内容であります。1）につきましては給料月額を引

き上げようとするものであります。

(2)の期末手当につきましては、本年度及び令和7年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、今年度は先ほど御説明申し上げました議案第24号の条例案と同様に年間0.05月の引き上げとし、令和7年度は(3)で御説明する勤勉手当の支給に伴い年間1.90月とするものでございます。

(3)につきましては、令和7年度から新たに勤勉手当を支給しようとするものであり、期末手当と合わせた来年度の支給割合は表に記載のとおり、本年度の期末手当単独の支給割合を上回るものとなるものであります。

(4)につきましては、ただいま御説明申し上げました勤勉手当の支給に伴い、特定任期付職員業績手当を廃止するものでございます。

3の施行期日でありますが、この条例は公布の日から施行するものでありますが、期末手当は令和7年度の改定、勤勉手当の支給及び特定任期付職員業績手当の廃止は令和7年4月1日から施行するものであります。

続いて、議案第26号の2の条例案の内容であります、(1)につきましては給料月額を引き上げようとするものであります。

(2)の期末手当につきましては、先ほど御説明申し上げました議案第24号の条例案と同様に、支給割合を年間3.45月に改定しようとするものであります。

3の施行期日でありますが、この条例は公布の日から施行するものでありますが、期末手当の令和7年度の改定は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 条例案の概要の5ページですが、寒冷地手当の大船渡地域を支給地域とし、旧田老町を非支給地域とするのは、具体的に言うとうどういうことなのですか。

○内城参事兼人事課総括課長 今回の見直しにつきましては、最新の気象データを反映させた形になっておりまして、従前は対象外となっていた大船渡地域について今回対象にするものであります。一方で、宮古市の旧田老町につきましては、今回対象から外れることになりますが、経過措置を設けて段階的に廃止をしていくものでございます。最新の気象データに基づいて更新されたものでございます。

○城内愛彦委員 ということは、大船渡地域より旧田老町のほうが暖かいということですね。わかりました。

扶養手当のところ、令和8年から段階的にという話がありましたけれども、なぜ一気に上げないのか。

○内城参事兼人事課総括課長 激変緩和という形で、配偶者の方の扶養手当も一気に下げるのではなく段階的に下げていくので、それとあわせて子供の扶養手当につきましても段階的に上げていくということで、一定の財源の中で段階的に改定をしていくという考え方でございます。

○城内愛彦委員 通勤手当で新幹線を利用される方は県の職員一般職と、学校の先生方ということですが、学校の先生方は支給対象者が何人ぐらいいるのか、今のところで想定があれば、お知らせ願いたいと思います。

○内城参事兼人事課総括課長 教員の部分につきましては、内訳という形では把握しておりませんが、知事部局、教育委員会、警察を含めた形で、交通機関等利用で登録されている方が1,900人ほどいる状況でございます。今回通勤手当の見直しをすることによって、これまで自己負担が生じていた皆様の負担解消につながっていくと考えておりまして、現時点で自己負担が生じていると考えられる方が430人ほどいらっしゃるということでございます。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、環境福祉委員会に付託された別表第4の改正関係を除く部分を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○畠山国際室長 議案第3号岩手県手数料条例の一部を改正する条例のうち、ふるさと振興部関係の手数料について御説明いたします。

議案（その2）の6ページをごらんください。内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要の説明資料に基づいて御説明いたします。

まず、1、改正の趣旨であります、一般旅券発給手数料の額の区分を改めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容であります、本条例において一般旅券の発給審査等に係る手数料を定めており、この手数料は旅券法施行令で定める額を標準としているところですが、今般マイナンバーカードの取得促進及び電子申請の利用促進のため、令和7年3月下旬から新規発給について電子申請を可能とするとともに、都道府県手数料の標準額について書面申請と電子申請で手数料を差別化し、それぞれの申請の料金区分を改める政令改正が行われたものでございます。このような政令改正を踏まえ、本条例においても政令改正に準じて書面申請と電子申請で区分を分けた上で、それぞれの区分の手数を定めるものであ

ります。

最後に、3、施行期日等でございますが、条例の施行日を令和7年3月24日にしようとするものでございます。

また、施行日以前に申請があった申請につきましては、従前のおりとする経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○天野警務部長 議案第4号岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その2）の8ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、総務委員会資料に基づき御説明申し上げます。

1の改正の趣旨についてであります。道路交通法の一部改正に伴い、特定免許情報の個人番号カードへの記録等について手数料を徴収することとし、技能試験免除者大型、中型又は準中型免許試験手数料等の額を改定する等所要の改正をしようとするものであります。

2の条例案の内容であります。条例別表第7に掲げる手数料に関して、次の5点となります。1点目は、運転免許証等個人番号カードの一体化に伴う手数料について、免許情報記録個人番号カード保有者第一種又は第二種免許証交付手数料等15件の手数料を新たに徴収するものであります。

これまで運転免許を取得した者は必ず運転免許証の交付を受けていたところ、令和2年改正道路交通法により、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードに運転免許証に記載されている一定の情報を記録することができ、この特定免許情報が記録されたマイナンバーカード、法規上、免許情報記録個人番号カードと呼びますが、法に規定される免許証

の携帯及び提示義務について、運転免許証とみなすこととされました。これにより、これから免許を受ける者や現に免許を所持している者は、従来の免許証のみを所持、運転免許証と免許情報記録個人番号カードを持つ2枚持ち、または免許情報記録個人番号カードのみを所持するという三つの所持形態から選択できることとされました。

また、運転免許の更新手続について、これまで優良運転者に限り経由更新手続という運転免許証記載の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会において更新手続を受理し、その書類送付を受けた住所地の公安委員会が更新した免許証を作成する手続を行ってきたところ、法改正により一般運転者も申請が可能となったほか、免許情報記録個人番号カードの場合には、受け付けた公安委員会で更新した免許情報の書きかえを行うことができる等の改正が行われました。

この改正のメリットとして、一つには住所、氏名に変更があった場合の届け出が免許情報取得個人番号カードのみを所持している者の場合、市町村への変更手続のみで済ませることが可能となりました。また、経由申請も免許情報記録個人番号カードの場合、更新情報の書きかえを受けることができ、手続の迅速化が図られるなどが挙げられます。

これらの改正によりまして、免許情報記録個人番号カードのみを所持する者が公安委員会に運転免許証の交付を申請した際の免許証の交付に係る手数料などの15件の事務手数料を規定するものであります。

2点目及び3点目は、道路交通法施行令に定める手数料の標準額の改正による条例手数料額の改正についてであります。道路交通法の規定に基づき徴収する手数料につきましては、道路交通法施行令に定める手数料を標準として、条例で手数料の額を定めなければならないと同法第112条第1項に定められております。今般、物件費、人件費等の増加及び事務の電子化による人件費の減少等に伴い、道路交通法施行令で定める手数料の標準額が改定されたものであります。

道路交通法施行令で定める額を標準とする手数料については、これまでも同額を本県手数料の額として定めており、今回の積算の結果、施行令で規定される額とほぼ同額となったことから、施行令で定める額と同額を徴収することが適当と判断したところであります。これにより、技能試験免除者大型、中型又は準中型免許試験手数料等65件の手数を増額し、特定失効者大型、中型又は準中型免許試験手数料等14件の手数を減額するものであります。

4点目は、優良運転者更新時講習等に係るオンライン講習について手数料の額を定めるものであります。法の一部改正の施行に合わせ、運転免許証の更新手続の際受講する優良運転者及び一般運転者に対する講習について、インターネット回線を使用して講習動画を視聴する方法で受講することができることとされました。

更新申請者は、更新期間中に専用サイトに接続し、講習動画を視聴する方法で受講し、後日免許センター等に赴いて更新の申請を行い、30分または1時間の講習を行わず手続を完了することとなり、待ち時間の短縮等が見込まれるものであります。

運転免許の更新に係る講習をオンライン講習により受講する場合の手数料につきまして、オンラインでの受講が可能となる優良運転者及び一般運転者等について、その手数料を新たに規定するものであります。

5点目は、その他所要の整備となります。法の改正による引用条項の移動や令の改正による略称等について整備するものであります。

3の施行期日につきましては、道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正の施行期日と同日である令和7年3月24日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 手数料の改正については、大体説明内容で結構なのですが、従前の運転免許証であれば、すぐ確認できるのですけれども、今後マイナンバーカードと一体となった場合、どのような形になるのか、少し想像がつかないのです。運転免許証の内容を瞬時に確認できるものなのか、確認するためにまた新たな機器が必要になってくるのか、その辺がよくわからないのですけれども、説明をお願いします。

○青木運転免許課長 例えば運転免許を取得している個人であれば、券面上は確認できませんけれども、それぞれマイナポータルから自分の免許情報について確認することができます。また、警察官等ですが、専用の機械で読み取ることによって、カードの中の免許情報を確認することができます。

○高橋はじめ委員 専用の読み取り機を今度整備しなければならないのですよね。それらについては、今後どのように予算措置される予定なのですか。

○青木運転免許課長 警察の端末につきましては既に予算措置を講じているところでございまして、一般のドライバーの方に関しましては、警察庁において現在アプリを開発中ということで、アプリをダウンロードして確認することなどもできると承知しております。

○高橋はじめ委員 わかりました。

私も気づかなかったのですが、予算額はどのくらい計上していましたか。

○青木運転免許課長 予算額は、確認して御回答いたします。

○城内愛彦委員 単純なことですけれども、現在運転免許を持っている人がマイナンバーカードとひもづけする作業は、どこでどのようにするのかを確認したいです。

○青木運転免許課長 ひもづけにつきましては各免許センターと警察署の窓口で行うことができます。

○城内愛彦委員 それに対しての手数料はあるのですか。

○青木運転免許課長 手数料につきましては、免許更新のタイミングでなければ、個別に1,500円かかることになります。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○石田法務・情報公開課長 議案第7号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の31ページをごらんください。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付してございます条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1、制定の趣旨及び2、条例案の内容であります。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について整備しようとするものであります。刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されるものであります。この法改正の趣旨でございます。法改正の趣旨については、一層の再犯防止対策を進める観点から、受刑者に作業を義務づける懲役と義務づけしない禁錮、二つの刑に代えまして単一の拘禁刑を創設することで、作業を行わせるなどの刑事施設における受刑者の処遇を個々の受刑者の特性に応じて柔軟に行うことができるようにするものでございます。

この法改正に伴い、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例など、刑法関係以外の改正事項がない20本の条例について、一括してその規定中、懲役又は禁錮とあるのを拘禁刑に改める整備を行うものでございます。

次に、3の施行期日等でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行日である令和7年6月1日から施行し、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号防災行政情報通信ネットワーク次世代化工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田端防災課総括課長 議案第8号防災行政情報通信ネットワーク次世代化工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の42ページをお開き願います。説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

本議案は、災害時に利用する衛星通信設備を更新整備しようとするものであります。

資料の1ページでございますが、契約金額は9億9,550万円、請負者は東芝インフラシステムズ株式会社であります。

2ページをお開き願います。6の工期であります、契約日の翌日から令和8年3月16日まで、令和6年度から令和7年度までの2カ年の工事でございます。

3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 この入札は1者だけだったのですね。

99.89、なかなかいい落札率だと感心したのですけれども、こういうものを造るのは東芝インフラシステムズ株式会社しかなかったのか、いろいろ関連してあるのか、その辺はどうなのでしょう。

○田端防災課総括課長 入札は1者でございました。

落札率につきましては、何とも申し上げるところではございませんが、このようなシステムを製作している事業者はほかにも複数いるという状況は承知しております。ただ、その方々が入札に参加しなかった理由等については承知していないところでございます。

○城内愛彦委員 ちなみに、予定価格は公表されたのかお伺いします。

○田端防災課総括課長 今回の入札につきましては、条件付一般競争入札ということで、予定価格は事前公表でございます。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 17 号当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第 17 号の当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案（その 2）の 53 ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、配付しております資料により御説明させていただきます。

まず、提案の趣旨についてですが、令和 7 年度において公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額 102 億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、令和 7 年度における発売額（102 億円）の考え方ですが、これは令和 6 年度における本県の発売計画額、約 94 億円を基に、本年 10 月の全国自治宝くじ事務協議会で可決された令和 7 年度の全国の発売計画などを考慮して設定したものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 42 号家族従業者の人権保障と女性の自立促進の支障となっている所得税法第 56 条廃止を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○多田税務課総括課長 受理番号第 42 号家族従業者の人権保障と女性の自立促進の支障

となっている所得税法第 56 条廃止を求める請願につきまして、資料により説明させていただきます。

まず、所得税法第 56 条は、事業者から配偶者や親族に対する対価について規定しているものであり、事業者と生計を一にする配偶者、その他の親族に対する対価については、事業に係る必要経費として認めないというものです。

次に、所得税法第 57 条は、第 56 条の例外規定として、いわゆる青色申告の場合には専従者の労務の対価として相当である金額を必要経費に算入することが認められる一方で、青色申告者以外のいわゆる白色申告の場合には、配偶者は 86 万円、その他の親族は 50 万円まで経費とみなして控除が認められることとなっております。

このことを図解いたしますと、資料のイメージ図のようになります。左の図が白色申告の場合ですが、専従者に対する給与は経費に算入できないこととされており、事業専従者控除として、配偶者については 86 万円、子などのその他の親族については 50 万円を控除できることとされています。

右の図が青色申告の場合ですが、事業の専従者たる配偶者や子などの親族に対する給与は全額経費に算入できることとされております。

以上が所得税法第 56 条及び第 57 条の内容となります。

なお、請願の趣旨に国連女子差別撤廃委員会の勧告あるいは岩手県男女共同参画推進条例の記述がありますが、それぞれの内容につきましては次のページの参考に記載しているとおりであり、今後所得税法のあり方については国において検討していくものと承知しているところです。

○千葉秀幸委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○岩渕誠委員 所得税法第 56 条については、私も課題が大いにあると認識しております。その前提に立ってお伺いいたします。

当該条文につきましては、今説明があったとおりであります。ただ、所得税法第 57 条で例外規定を設け、青色申告をした場合には相当の経費算入ができるということで、所得税法第 56 条の課題の大きなところを所得税法第 57 条で担保して、事実上経費算入できる格好になっているわけですが、青色申告と白色申告が、今どのような割合で行われているのかをお示してください。

○多田税務課総括課長 国税庁が公表している資料によりますと、令和 4 年分の所得税の確定申告の実績を、事業所得と不動産所得で見ますと、全国でおよそ 66%が青色申告をしております。

○岩渕誠委員 私も農業者の申告の状況はある程度知っていますが、農業者は税務会計上比較的単純ですから、青色申告が多いです。青色申告をすれば、ある程度経費算入できるのに、それでも白色申告する理由についてはどのように把握されているか。

また、その部分について、県独自の事情で何か差があるなど、そういったことはわかりますか。

○多田税務課総括課長 青色申告のほうが税制上有利であるけれども、なぜしないのかにつきましては、青色申告で有利な控除を受ける場合には複式簿記による記帳が必要となるなど、経理事務における負担が大きいということが一つあると考えております。

○岩渕誠委員 全国的にはそういうことだと思いますけれども、これは我が県においてもそうそう変わらないと思います。

青色申告がなかなか手間だということですが、かなりの部分、3分の2ぐらいは青色申告で処理していますから、これをどう見るかが難しいところです。一方で所得税法第56条の規定は、立法趣旨に基づけば、これはいわゆる意図的な所得移転を考慮した条文だと理解しているのですが、これについて説明をお願いします。

○多田税務課総括課長 所得税法第56条の立法趣旨についてでございますが、ただいま岩渕誠委員が御指摘のとおり、親族間の所得分配による恣意的な租税回避行為を防止するという趣旨で規定されているものと承知しております。

○岩渕誠委員 そうなりますと、私は、きちんとした対価を支払って、税制上も自立する、いわゆるただ働きの部分は解消すべきだと思う一方で、立法趣旨のところでは不正防止的な観点があるということ踏まえれば、なかなか国税でないとわからない部分があるかと思うのですが、所得税法第56条に関連して、いわゆる不正的な行為が、今実情として実際どのぐらいあるか。あるいはこれが不正防止のための条文として機能しているかどうかという評価が、この請願の税法上の問題の中では大きなポイントになってくると思っています。これについてはどのような認識を持っていますか。

○多田税務課総括課長 所得税法第56条の規定による不正防止の効果等については、県としては承知していないところであります。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。

○岩渕誠委員 私どもとすれば、所得税法第56条に対して、いわゆる自立を阻害しているという点において非常に課題があると思っており、請願の趣旨はよく理解する一方で、ただいま答弁がありましたとおり、立法趣旨である不正の歯どめになっている部分があります。

その観点から申し上げれば、実際に所得税法第56条によって不正行為がどのように抑制されているのか、例えばどのような形で違反行為があるのかについて、さらに資料を用意する必要があると思います。またこの点については、趣旨としてはよくわかるのですが、いわゆる税の公平性等を担保するという観点から、請願者の意図を確認することが必要ではないかと思いますので、総務委員長においてその部分について汗をかいていただいて、その上で議決することがふさわしいのではないかと思いますので、継続審査をお願いしたいと思います。

○はぎの幸弘委員 今御意見としては継続審査という意味で受けとめましたけれども、私は、この部分に関しては一応資料を調べましたらば、過去にも何度か出てきてずっと継続になってきているようですので、やはりそろそろ結論を出さなければならない時期ではないかと思います。

家族従業者の人権保障と女性の自立促進の支障となっていると書いていますけれども、いろいろ調べてみましたらば、例えばですが、東京地方裁判所の平成2年11月28日判決におきまして、所得税法第56条の立法趣旨、目的は、もともと個人事業は家族全体の協力のもとで家族の財産を共同で管理して成り立つものが多く、その際にそれについて必ずしも個々の対価を支払う慣行があるものとは言えないこと、仮に対価が支払われる場合であっても、支払われた対価をそのまま必要経費として認めることとすると、今岩渕誠委員もおっしゃっていましたが、個人事業者がその所得を恣意的に家族に分散して不当に税負担の軽減を図るおそれが生じ、さらに適正な対価の認定が事実上困難であることから、そのような方法による税負担の回避という事態を防止するために設けられたという根本的な趣旨があると判示されております。要するに所得税法第56条の立法趣旨や目的は、個人単位主義を徹底した場合に起こる親族間の所得分割による租税回避行為を防止することです。

事業所得については、個人事業者が売り上げ及び必要経費を適切に記録、記帳して、適正な申告が行われることを推奨する観点から、青色申告制度を設けて各種の税制上の優遇措置の適用を認めています。

この所得税法第56条の内容は、青色申告以外の一般の個人事業者について、記帳や記録などの保存の程度が十分ではなく、対価の支払い状態に基づいても不明瞭であることや親族間の恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点から、家族従業員に対する給与の必要経費算入は認めないという趣旨であります。所得税法は、この規定を原則としつつも、事業に専従する親族である場合に必要経費の特例等は、先ほども出ていましたが、所得税法第57条で青色申告について認めております。

現代は、この立法された時代から確かに大きく変わってはおります。女性の社会進出が一般化しておりまして、働き方の多様化や専門性も増していることから、恣意的な所得分割を防止しつつ、親族間の取り引きを認めることができる新たな方法を引き続き検討する必要は否定するものではありませんが、本請願に関して言えば、願意である単に所得税法第56条を削除してしまうということだけでは所得税法第57条との整合性が取れなくなってまいります。

したがって、例えば所得税法第56条の見直しを求める請願であれば、ある意味検討する余地があるかもしれませんけれども、過去に幾度となく継続審査をされており、しかも毎回同じ文面で提出されている以上、私は今後もさらに継続する意味が見いだせないと思います。

また、請願の趣旨に国連女子差別撤廃委員会の勧告、あるいは第4次男女共同参画基本計画の記述がありますけれども、この請願の採択の可否に必ずしも欠かせない理由には当

たらないと思いますし、これは切り離して改めて国が検討すべき案件だと思います。

したがって、請願の願意に関しては、あくまで課税の公平性の観点から検討すべきでありまして、白色あるいは青色申告のあり方を議論しながら見直しを求めるのであれば、単に所得税法第56条だけを廃止する願意の請願は、今まで説明しましたとおり、認めるべきではないと思います。

よって、この請願については、私は不採択と今回は判断すべきと思っております。

○岩淵誠委員 今のはぎの幸弘委員からも御説明がありましたとおり、過去においても慎重審議をしてきたということがあります。ただ、現在の総務委員会の構成メンバーになってから出されたものとしては初めてのものですので、過去においても慎重に審議をしてきた経緯や、私が先ほど申し上げた観点からも請願者の願意を聞く必要があると思いますので、改めて継続審査をお願いしたいと思います。

○千葉秀幸委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

ただいま岩淵誠委員から、一度請願者に願意を確認すべきという御意見がありました。一方で、はぎの幸弘委員から、今回は不採択という御発言があったところでございます。

先ほどの議論を聞いていまして、まずは先ほどいただいた意見について、私が副委員長とともに請願者に今回の議論等を踏まえて願意等を確認し、次回の委員会においてそれらを御報告した上で、再度審査をしたいという思いがあり、御了解いただきたいと思っておりますが、はぎの幸弘委員、いかがでしょうか。

○はぎの幸弘委員 わかりました。

○千葉秀幸委員長 よろしいですか。

○はぎの幸弘委員 はい。

○千葉秀幸委員長 ありがとうございます。

それでは、本請願は継続としたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員 進め方の確認をさせてください。

継続審査と不採択という意見があったときには、継続審査とするかどうかの採決を行うのではないかと考えていたのですが、委員長判断でよろしいのでしょうか。

○千葉秀幸委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

本請願につきましては、先ほど継続と不採択の意見が出ましたので、まず継続審査につ

いての採決を行いたいと思います。

○岩渕誠委員 先ほど委員長から提案があつて、それについて一度御説明があつたわけがありますので、本来は採決をするものだと思いますが、一度休憩をして、もう一度議論をして、その後再開して決めたほうがいいと思います。

○千葉秀幸委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

本請願については、継続審査と不採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉秀幸委員長 起立少数であります。よつて、本請願は継続審査しないことに決定いたしました。

次に、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉秀幸委員長 起立少数であります。よつて、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。執行部から岩手県庁舎の在り方に関する報告書についてほか4件について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、執行部から5件の報告後に報告に対する質疑をまとめて行い、その後委員からこの際発言といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、順次発言を許します。

○岩間管財課総括課長 それでは、岩手県庁舎の在り方に関する報告書について御説明させていただきます。

ペーパーレス会議システムですと10—1、岩手県庁舎の在り方に関する報告書というファイルをお開き願います。先日議案等説明会の際にも御説明をさせていただきましたけれども、本日時間を頂戴しまして、詳しく御説明をさせていただきたいと考えております。

2の策定のスケジュールでございます。本日御説明させていただいた後、12月中旬から一月ほどの期間、パブリックコメントを実施したいと考えております。県民の皆様からいただいた意見については、今年度中に取りまとめを予定しております報告書の最終案に反映させてまいりたいと考えております。

2ページをごらん願います。こちらの概要版を中心に説明をさせていただきまして、一部本文で補足をさせていただきます。

概要版の1、県庁舎の現状でございます。昭和40年4月の竣工で、間もなく築60年を

迎えるということで、老朽化が著しいというのは一つございます。こちらに記載してありますとおり、現在、令和6年の4月1日現在、この建物で勤務している職員数は2,067名になっております。駐車場は139台分ありますけれども、実は駐車場についても駐車場法で望ましい設置台数が規定されております。駐車場法では180台ほどとされており、実は大幅に駐車場が不足しているということも課題の一つでございます。既存不適格ということで、違法建築とは異なりますけれども、建築した当時は適法であったものの、その後さまざまな法の改正等によりまして現在不適格になっている事項というところで、特に防災面に関わる事項というところは大事ですので、後ほど本文のページで御説明させていただきたいと考えております。

2の県庁舎の課題でございます。耐震診断は、これまでもやってまいりましたけれども、令和4年から5年にかけて、かなり詳細な耐震診断を行っております。右側に参りまして、その際には躯体のコンクリートの劣化の状況をまず分析しておりまして、中性化深さというところをごらん願います。一部劣化が進んでいるところがありますけれども、調査時点から30年程度継続使用が可能ということでしたので、令和5年からだと令和35年程度まではコンクリートはある程度の強度を保って使用できるだろうという調査結果でございます。

耐震診断につきましては、知事局棟、議会棟、渡り廊下棟で、若干構造が異なりまして、この下を書いてありますけれども、どのぐらいの地震動に耐えられないかというところを、建物を揺らすわけにはまいりませんので、あくまでも机上ではありますけれども、かなり詳細なシミュレーションを行っております。その結果、耐震基準とは別にしまして、知事局棟は倒壊する危険性は低く、議会棟はやはり大空間がございますので、一部の箇所、本会議場なのですけれども、倒壊する危険性が高くなっております。一方、渡り廊下棟は倒壊する危険性があるという耐震の診断の結果が出ております。

資料右下の防災面の課題ですが、先ほど申し上げましたとおり、既存不適格項目が多数あるという現状でございます。

老朽化に係る課題としましては、エネルギー消費量が大きい、非常にエコではない建物になってしまっているということがありますし、執務環境が狭いというところを含めまして、令和2年度に執務環境調査を行っておりますけれども、会議室、書庫等を中心に執務スペースが不足していると分析されております。

3ページをごらん願います。県庁舎を取り巻く環境として大きく3点ありますが、社会状況の変化として、やはり人口減少の影響を無視するわけにはいかないということで、後ほど職員数の見通しと想定される庁舎規模のところでも詳しく御説明をさせていただきます。

また、2点目と3点目は根っこは同じですけれども、昭和50年代に拡張的に整備した県有施設の多くがほぼ一斉に同じように老朽化を迎えておりまして、これから更新が本格化を迎える時期でございます。そんな中、3点目でございますけれども、県財政の見通しとしてはやはりかなり厳しい。人口減少を背景にして、やはり財政規模の縮小が徐々に進ん

でいるという状況でございます。

4の今回の県庁舎整備で目指すものとしまして4点ありますが、先日議案等説明会で御説明させていただいた内容から若干変更がございます。と申しますのも、今県庁舎の在り方に関する懇談会での議論をリアルタイムでも行っておりまして、たくさんの意見を頂戴しております。その中で、①、今回耐震性能がないと診断されましたが、全都道府県の中で数値上耐震基準を満たしていないのは、実は岩手県庁舎のみです。ということで、まず防災拠点として安全・安心な庁舎を目指していこうというのが①。次に、先ほど申しましたとおり、省エネではない建物、エネルギー効率が悪いということで、環境に配慮した長寿命な庁舎を目指していこうとものでございます。③としましては、さまざまな主体が協働する拠点として、県民に親しまれ愛される庁舎を目指していく。④としまして、フレキシビリティの観点です。将来の変化に柔軟に対応して、職員が働きやすく、県民福祉の向上に資する庁舎という四つのコンセプトを掲げさせていただいておりますけれども、こちらについても県民の皆様からパブリックコメントの中で意見をいただきたいと思っております。

5の議会棟のあるべき姿でございます。具体的には、最後に今後のスケジュールをお話しさせていただきますが、来年度、再来年度、2年ほどかけて基本構想、基本計画の策定ということで、今は本当に文字と表だけの中身でございますけれども、こういった機能が必要で、こういった規模のものが必要なのかというところを、ある程度ビジュアルも含めて検討していきたいと考えておりまして、その中で御意見を頂戴しながら、あるべき姿を探っていきたくて考えております。

6の庁舎規模について、詳しく御説明させていただきます。今回推計するに当たりまして、3種類の職員規模の推計をしております。下に表がございます。総務省の定員モデルで①、②、職員数長期トレンド、これは算術的に求めただけの近似曲線上の数字でございます。総務省の定員モデルというのは、人口や産業動態、就業構造などから、標準的にどのぐらいの職員が必要になるかを算出する目安として提示されているものであり、そちらで計算しますと県人口100万人で4,068人程度で、現在から5%ほど減少するだろうと見込まれます。一方、県人口が78万3,000人、国立社会保障・人口問題研究所の推計のまま減少していった場合は、職員数が3,749人となります。職員数の長期トレンドは、1970年から職員数がどのように推移してきたかという曲線を未来に伸ばしていきまして、あくまで算術的に近似曲線引いた場合は3,567人ということで、一番減少率が高い結果になっております。

下の表に参りまして、職員数がそのぐらい減ったときに本庁職員がどのぐらいかというところは、現在の割合で推計しておりますけれども、先ほど申し上げました約2,000人という数字から、ここに書いてありますとおり1,366人から1,559人まで減る可能性があるかと推計しております。

4ページに参りまして、整備地区については、詳しい説明は割愛させていただきますけ

れども、現在内丸地区は、一団地の官公庁施設になっております。今後内丸プランの中で、もしかしたら一団地の官公庁施設のあり方そのものも見直す可能性がないとも言えないので、そこはなかなか言いづらいところであるのですけれども、今現在、こちらの地図に載せておりますとおり、かなりの国、県、市の庁舎が内丸地区に多くあるという状況でございます。

県庁舎の位置の考え方については、下に記載のとおりですけれども、一番下の表に書いてありますとおり、内丸地区は、設置されて長い年数がたっているという経路依存的なところもありますけれども、交通アクセスがよいとか、耐災害性が優れているというようなポジティブなポイントと、もう一つ、その他の地区に移転する場合、今県として県庁舎を移転できるほどの大きい遊休地を所有しておりませんので、用地取得、用地選定ということから始まるため、かなり長い期間と多額の費用がかかってしまうことが想定されます。

右に参りまして、整備パターンとして3項目検討しております。1項目は、改修のみ実施ということで、耐震化を中心に既存不適格項目の中で特に防災面に関する事項については、なかなか全部を改修するのは難しいという専門家の意見もいただいておりますけれども、そういったところにレトロフィットする改修だけを行うもので230億円程度の費用を要します。

②でございます。一部建て替え案ということで、先ほど申し上げましたとおり既存の議会棟の耐震性が弱いということで、議会棟を解体した上で、現在庁舎に不足する機能を持った新庁舎を建設し、知事局棟は30年程度は使えるということでしたので、免震化、長寿命化の改修を行って使っていくという方法でございます。

③は、全て建て替えるという案で、596.8億円の費用を要するパターンでございます。

5ページに参ります。今イニシャルコストの御説明をさせていただきました。この県庁舎が間もなく築60年を迎えるのですけれども、実際建物を建てた場合、かなり長い間使うことになりますので、50年間のライフサイクルコストも試算しております。表の中を赤枠で囲ませていただいておりますけれども、初期費用が約230億円、約417億円、約596億円ということで、大体170億円から180億円刻みで金額が大きくなっていきます。50年間の一般財源負担を見た場合は、やはり全て建て替えの数字が突出して大きくなります。

要因は、主に三つございまして、新しい建物は面積が大きくなってくると、幾ら省エネ性能が高くても、維持管理経費はやはりかかってくるというのが1点目。次に、初期費用の調達あるいは改修費用の調達に要する県債の額が多くなってきますので、金利の負担が重くなるというところが2点目でございます。3点目でございますけれども、全て建て替えの場合は、有利な地方財政措置がある起債が全く使えないということで、40億から50億ぐらい交付税のバックは受けられないということもあって、実質的な一般財源負担が大きくなっているということでございます。

10の整備パターンの評価ですが、さまざま行いました。機能面、経費効率、フレキシビリティというところなのですけれども、県庁舎の在り方に関する懇談会の議論の中では、

やはり今、朝8時半、9時に集まって、夕方5時、6時まで一緒に仕事をするというワークスタイルそのものが揺籃期にある中で、今後30年後のワークスタイルはなかなか読み難い、なおかつ人口減少の影響がどの程度庁舎で勤務する職員数に反映されてくるかというのも正直なかなか読み難いので、ある程度時間的留保を持った案にすべきではないかという議論が大勢でございます。全て建て替えという案を推す声は有識者の間からは出ておらず、一部建て替えあるいは改修のみ実施というところでは、現状の県庁舎をよく知る先生がおられまして、この建物を改修したところでバリアフリー、省エネ性能、防災面でかなり課題が残るというところで、特にフレキシビリティの部分では一部建て替えの案が評価できますし、経費効率としてもちょうど真ん中といいますか、全て建て替えに比べれば大分有利だということです。もう一つは、30年後、残すほうの知事部局棟は、規模をかなり小さくできる可能性もあるし、必要な分だけ必要な大きさを建てればよいということで、将来的に検討できるのではないかと、大きな負担、負債を残さなくて済むのではないかと議論がありまして、一部建て替えの案を軸に実現されるよう検討を進めていきたいと考えております。

12の今後の検討スケジュールでございますけれども、やはり基本構想、基本計画、他県の事例を見ても複数年を要しておりまして、その後実施設計や解体工事等を行いますと、一部建て替えの場合、早くても着工できるのは令和12年頃と現時点では推計をしているところでございます。

少し時間が長くなって恐縮ですが、本文をごらん願います。10—2という資料の中で何ページかを、かいつまんで説明させていただきます。本文の18ページをお開き願います。現在問題になっている既存不適格については、先ほど大空間で構造的に本会議場は弱いというお話をしましたけれども、この下の表に、既存不適格項目がございます。例えば天井の耐震化が施されていない特定天井であるというところや、この規模の建物ですと回線、回路を冗長化した非常用のエレベーターが必要なのですが、そういったものがないほか、スプリンクラーが上層階にないなど、防災面で既存不適格であり、早急な改善が望まれる項目があるということでございます。

36ページに飛んでいただきたいと思います。こちらは議会棟のあるべき姿という形で、現在の議会施設の概要について記載させていただいております。わかりやすいのは37ページですが、表を記載させていただいておりまして、こちらは東北6県の県議会の比較ということで、議会棟の延べ床面積を見ていただくと、非公表にしている山形県、あるいは知事局棟と一体で建築している福島県は数字がありませんけれども、やはり本県の今現在の議会棟が小さいです。それを補完する機能として、一番下でございますけれども、本県としては宿泊機能を備えた議員会館を持っています。東北地方のほかの県にはないということで、この議員会館を足してようやく大体青森県と同じぐらいの面積を確保しているという状況でございます。秋田県は、物すごく面積が大きいのですが、駐車場の関係や、本県と違って各議員の皆様の執務室が備えられているといったような違いもございます。

その辺りも含めて、議会棟のあるべき姿を議論させていただければありがたいと思っています。
るところでございます。

最後でございますけれども、55 ページをごらんいただきたいと思います。こちらではライフサイクルコストの試算を行っておりますけれども、説明申し上げた整備財源のお話は、1 ページ進みまして 56 ページです。全て建て替えする場合は、地方債としては一般単独事業債ということで、充当率 75%、全額現金で償還する地方債を使うしかありません。一方、一部建て替えあるいは改修を行う場合は、下にございます緊急防災・減災事業債ということで、100%充当できまして、充当した分の 70%が後年度交付税で返ってくるという整備財源が使えるというところが大きく異なっております。その影響等については、後ろのページに詳しく記載しておりますので、ごらんいただければと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長 続きまして、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、お手元の配付資料により御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。1 の趣旨でございますが、平成 25 年に策定した県行動計画について、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定されたことから、その内容を踏まえ、改定を行おうとするものです。

2 のスケジュールですが、今後パブリックコメントや岩手県感染症連携協議会からの意見聴取等を経て、2 月に最終案をお示しし、3 月に改定、公表する予定としております。

次に、改定案の概要について、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要資料で御説明いたします。なお、計画の全文につきましては、さきの 12 月県議会定例会提出予定議案等説明会の際にお配りしておりますので、今回改めての配付は割愛させていただいております。御了承をお願いいたします。

3 ページでございます。2 の概要ですが、計画は 3 部構成とし、第 2 部では基本的な方針等として、県民の生命、健康を保護することとリスク評価等を踏まえた感染防止対策の切かえを円滑に行うことなどを記載しています。第 3 部では、対策項目ごとに具体的取り組みを準備期、初動期、対応期の 3 期に分けて記載しています。

4 ページをごらんください。改定のポイントでございます。①の黒丸の一つ目は、先ほど御説明したとおりでございます。黒丸の二つ目は、現行の計画が新型インフルエンザのみを想定し、比較的短期間で終息する前提の内容であったものを変更しているものでございます。

②では全体を 3 期に分けて、対策項目を 6 項目から 13 項目に拡充したこと、③では新型コロナ対応の経験を踏まえ、平時の取り組みを充実させたことを記載しています。

④につきましては、県行動計画は政府行動計画で都道府県が行うこととされている取り組み内容を踏まえて作成しておりますが、これに加えて、本県独自の対策についても必要に応じて県行動計画に盛り込んでいるところです。

5 ページをごらんください。こちらでは、まん延防止等重点措置等の基本的な考え方と

して、先ほど御説明した対応期をさらに四つの時期に区分いたしまして、病原体の性状等に応じて中長期的に対応していく考え方を整理しております。

6 ページをごらんください。各論 13 項目の概要を整理していますので、主な項目を御説明いたします。まず、右上の④では、県民等が科学的根拠に基づいて適切に判断、行動できるよう、リスクコミュニケーションを行っていくといったこと。

下の⑥では、基本的人権を尊重する観点から、各種の制限は必要最小限とすることを原則としつつ、感染拡大のスピードやピークを抑制するため、県独自の宣言など必要な蔓延防止対策を適時適切に実施すること、⑦では、関係機関と連携した円滑なワクチン接種体制の構築や、ワクチンの安全性について、副反応疑い報告で得られる情報等を基に、県民に適切な情報を提供することなどを記載しております。

7 ページをごらんください。左上の⑧では、平時から県と医療機関とで医療措置協定を締結いたしまして医療提供体制を整備すること、有事には二次医療圏を越える調整を行う入院等搬送調整班を設置することなどを記載しております。

また、⑪では、保健所が行う対策を具体的に記載するとともに、保健所の感染症有事体制を確立するため、本庁からの応援職員の派遣調整等を行う保健所支援本部を立ち上げることなどを記載しております。

8 ページと 9 ページでは、参考として各対応期における各分野の主な取り組みを整理しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木村県民安全課長 岩手県犯罪被害者等支援計画（素案）について、お手元の配付資料により御説明いたします。

1 ページをごらんください。まず、1 の岩手県犯罪被害者等支援計画についてですが、これまでの本県における犯罪被害者等支援の取り組みは、岩手県安全で安心なまちづくり条例及び岩手県犯罪被害者等支援指針に基づき行ってきたところですが、本年 4 月に犯罪被害者等支援条例が施行されたことを踏まえ、犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、新たに岩手県犯罪被害者等支援計画を策定するものであります。

次に、2 の計画素案の概要につきまして、(1)、計画期間については令和 7 年度から 10 年度までの 4 年間としております。

(2)、基本的な考え方については、条例第 3 条に定める四つの基本理念に基づき、支援を推進することとしております。

(3)、計画素案の概要については、2 ページをごらんください。犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、次の四つの施策の柱により基本的施策を体系的に位置づけて推進します。なお、基本的施策及び具体的取り組みの太字の部分は、計画策定に際し新たにに取り組むものとなります。

施策の柱Ⅰ、総合的支援体制の整備・充実では、支援に携わる全ての関係機関と連携した総合的な支援体制の強化、市町村が実施する支援施策をまとめたメニューリストの作成支援や市町村の条例制定に向けた取り組みの支援、支援従事者やサポートを通じて自らも心の傷を負う、いわゆる二次受傷防止のための研修会の実施などに取り組むこととしております。

施策の柱Ⅱ、精神的・身体的被害の回復・防止では、性犯罪・性暴力被害者の総合的支援を行うはまなすサポートの運営のほか、関係医療機関の確保や再被害防止に向けた関係機関の連携の強化、SNSにおける誹謗中傷などの二次被害を受けた方への支援などに取り組むこととしております。

施策の柱Ⅲ、損害回復・経済的支援等では、国の犯罪被害給付制度等の周知及び適切な運用、カウンセリング費用や医療費等の公費負担、居住場所の確保、犯罪被害者等を雇用する事業主等の理解の増進などについて引き続き取り組むこととしております。

施策の柱Ⅳ、県民の理解の増進と配慮では、犯罪被害者等支援の必要性について、さまざまな媒体を活用し、県民への広報、啓発に取り組むとともに、二次被害の防止に関する広報、啓発に取り組むこととしております。

1 ページにお戻りいただきまして、最後に3の今後の主なスケジュールであります、この後パブリックコメントや市町村への意見照会を行い、その結果を踏まえて計画最終案を作成し、3月の策定を目指しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**畠山国際室長** 岩手県多文化共生推進プラン（2025～2029）の素案について、お配りした資料1枚目と別紙1により説明いたしますので、御了承願います。

1枚目をご覧ください。1、岩手県多文化共生推進プランについてですが、地域における多文化共生とは、国籍等の異なる人々が文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことと定義され、平成18年に総務省が地域における多文化共生プランを示し、本県はこれを受け、平成22年に初めてのプランを策定し、今回が4回目の策定となります。

2、新プランの概要についてですが、今次改定におきましては、外国人労働者増加等の変化を受け、市町村等との会議や有識者ヒアリング等を踏まえ、全ての県民が、お互いの国籍や言語、文化などの多様性を尊重し、多様な人材が育まれ、幸せに暮らすことができる岩手を目指す将来像としました。ポイントは、日本人県民を中心とした従来の取り組みに加え、日本人・外国人県民それぞれが互いに多様性を尊重し合い、国籍等にかかわらず人材育成や定着に力を入れ、一緒に暮らしやすい地域づくりを目指すという点にあります。

別紙1をご覧ください。2、本県における多文化共生等の現状と課題の(1)ですが、本県の在留外国人数は、東日本大震災津波後5,000人台まで減少した後、増加基調で推移し、コロナ禍の落ち込みを経て再び増加に転じ、昨年末初めて1万人を突破しました。国籍別では、ベトナムが中国を抜き第1位となりました。また、フィリピン、イン

ドネシア等の東南アジア各国の増加が特徴となっております。在留資格別では、技能実習が3割強、平成31年に創設された在留資格特定技能が15%となり、技能実習の一部が特定技能に置き換わった格好にはなりますが、二つを合わせると5割に及び、全国平均の約2割に比べ、本県の場合、外国人労働者の割合が多くなっております。

(2)には、現行プラン策定後の社会情勢の変化等を記載しました。コロナ禍後の社会変化やニューヨーク・タイムズ、あるいは県出身アスリート等の活躍を通じた世界への発信機会の拡大、育成就労制度創設による外国人材受入れ機会の増加等、本県国際化に係る社会情勢の変化を整理しました。

(3)では、現行プランの四つの施策の方向について、成果と課題をまとめました。まず、施策の方向1、地域に貢献する人材育成と定着です。課題の要点のみ説明申し上げますと、新たな視点として日本人のグローバル人材育成のほか、労働者を中心とする外国人の増加を踏まえ、留学生を対象としたキャリアフェア等に加え、働く外国人材に選ばれる地域となるような取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、多国籍化を踏まえ、外国語ができる支援人材の育成に加え、多様な手法によるコミュニケーションの促進、やさしい日本語や翻訳アプリ等の活用を強化していくことが必要と考えます。

施策の方向2、共に生活できる地域づくりは、外国人支援の項目です。外国人の増加、多国籍化を踏まえ、重要性を増すのが希少言語への対応です。やさしい日本語の活用や相談、情報提供体制の充実策として、例えばそれぞれの国ごとに、地域におけるいわゆるキーパーソンとされる人物に情報を伝えれば、その国の出身の多くの方に情報が円滑に伝わるコミュニティが存在する場合があります、そうした人材を発掘し、情報伝達、発信に協力していただく必要があります。

続いて、施策の方向3、多様な文化の理解促進、これは主に普及啓発の項目になります。課題は、多様性を理解、尊重する認識あるいは意識の醸成です。啓発活動や交流行事を実施した場合、参加者が固定化する傾向があるため、関係団体とのつながりを強め、裾野の拡大を図る必要があると考えております。今回行った留学生のアンケートで、日本人ともっと交流したい、あるいはルール等を学びたいといった意見も多くありました。双方が互いに理解し合うという視点を強化する必要があると考えます。

最後に、施策の方向4、ILCプロジェクトへの対応ですが、これはILCの実現を見据えた取り組みの継続となります。

3、目指す将来像は前述のとおりですが、実現に向け、四つの視点を掲げております。今回特に①、アンコンシャス・バイアスをなくし、国籍にかかわらず人材育成や定着を進めること、現計画では外国人にとっての暮らしの壁の解消というところを視点として掲げておりましたが、外国人県民等がより前向きに、より暮らしやすい地域づくりを進めるといった視点を設けました。

次に、4、推進体制です。外国人県民は、それぞれの立場でさまざまな主体と関わり、

暮らししておられますので、現行プラン同様、県、市町村、国際交流協会、企業等の主体が連携し、おのおのが期待される役割を果たし、一体となって取り組むことを基本とします。

次に、5、新プランにおける施策の方向についてです。先ほど御説明した課題を踏まえ、資料の朱書き部分のとおり、今回追加、あるいは表現の変更、あるいは項目の移動を行おうとするものでございます。

一つ目は、グローバル人材の育成、外国人材等の受入・定着・活躍促進です。現行プランは、主に日本人県民の国際人材の育成や、あるいは留学生を対象とした取り組みでしたが、増加傾向にある外国人労働者の受け入れ、定着支援にも取り組んでいくことを掲げております。

二つ目は、共に生活できる地域づくりです。ア、相談・情報提供体制やイ、防災・医療支援体制については、やさしい日本語の普及促進やICTの活用を進めます。ウ、日本語学習支援では、ICTを活用した学習機会を提供するほか、エでは多言語による支援人材の育成の継続、暮らしに役立つ共通情報をまとめたポータルアプリの作成を検討します。イメージといたしましては、一般に外国人の方は住民登録の際、必ず市町村の役場にいらっしゃいます。その際、スマートフォンでポータルサイトのQRコードを読み込んでもらうような仕組みを各市町村と協力して検討してまいります。

三つ目は、多様性を理解・尊重する共通認識の醸成でございます。いわゆる普及啓発の分野ですが、目指すところを明確にするため、現行プランの多様な文化の理解促進から踏み込んだ表現としております。イは再掲ですが、やさしい日本語の普及促進や交流行事への参加者の裾野拡大を図ります。ウは、例えば南米の県人会からこれまで研修生等を受け入れてまいりましたが、ブラジル県人会の新たな提案等も踏まえ、岩手の若者を現地で研修させるなど、相互交流を進め、海外とのつながりを広げたいと考えております。

四つ目は、本県の独自施策となるILCプロジェクトへの対応であり、取り組みを継続してまいります。

1枚目の資料にお戻りください。最後に3、主な策定スケジュールでございますが、これまでモニターアンケートによる県民意見、地域国際化推進会議での市町村や関係団体の意見、有識者ヒアリング、外国人労働者実態調査による事業者意見等を参考に素案を作成いたしました。来週からのパブリックコメント、地域説明会を経て最終案を作り、3月に再度総務委員会で御説明し、年度内に策定を終え、新プランを公表したいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千葉特命参事兼入札課長 それでは、総合評価落札方式におけるチャレンジ型（仮称）の試行導入等について御説明します。

県営建設工事の入札は、価格競争または総合評価落札方式による一般競争入札で実施していますが、今回は総合評価落札方式の見直しについて御説明します。

まず、上段の左側、1、総合評価落札方式の現状と課題ですが、総合評価落札方式は価格以外の多様な要素を考慮し、総合的に優れた者を契約の相手方とする入札方式であり、

設計金額 3,000 万円以上の工事は原則総合評価落札方式の対象としています。この方式では、施工実績評価を重視した簡易 2 型による発注件数が 9 割以上を占め、近年の工事入札件数が減少する中で、施工実績の有無により受注機会を確保できない企業の増加が懸念されています。

上段の右側、2、業界からの意見と県の対応ですが、建設業界からは①から③まで、詳細は下の表で御説明しますが、総合評価落札方式の評価方法に多くの意見が寄せられ、見直しを求められているところです。こうしたことから、県では工事成績評定の評価対象期間を見直す等の改正のほか、施工実績がない場合でも受注機会が得られるよう、施工実績評価を緩和した新たな入札方法を試行的に導入しようとするものです。

表をごらんください。左側に業界からの意見・要望を、右側に県の対応を記載しています。①、土木系工事を主とする企業が実績の評価点を得やすいですが、これは土木系工事を主とする企業が例えば電気工事業の土木系以外の許可を有する場合、電気工事の入札にも参加できますが、その場合、電気工事業のみの許可を有する企業と比べて、災害活動の実績等、無償奉仕活動の実績、維持修繕業務等の実績の評価項目で評価点を得やすく、優位な状況との意見です。これへの対応は、工事種別に応じた評価項目の再区分を行い、工事種別により評価項目を土木系と土木系以外に分類し、土木系以外では先ほど御説明した三つの評価項目を対象外とし、土木系工事を主とする企業が優位な状況を解消するものです。

次に、②、過去 5 年間の施工実績の評価対象期間では評価点を得にくいについては、現行では県営建設工事の工事成績評定の評価対象期間は過去 5 年となっていますが、将来的に過去 5 年間の成績評定点がなくなる企業がふえることが想定され、実績のある企業の優位性が上がり、受注者の固定化が懸念されるとの意見です。対応としては、評価対象期間を過去 5 年間から 10 年間までに見直し、できるだけ企業が成績評定点を得られるようにし、受注者の固定化を解消するものです。

次に、③、施工実績がないと評価点を得られず受注できないについては、県営建設工事の施工実績がない企業は、工事成績評定や表彰等の項目で評価点を得られず、施工実績のある企業に比べて不利となり、受注機会の確保が難しいとの意見です。対応としては、チャレンジ型の試行導入です。これは、施工実績の有無が評価に影響を及ぼす項目を評価対象から極力除外することにより、県営建設工事の施工実績がない企業でも受注機会が得られるようにするものです。

下段の 3、チャレンジ型の試行導入をごらんください。導入時期は令和 7 年 4 月、導入方法は新たにチャレンジ型を創設し、試行実施するものです。対象工事は、技術的な提案の余地が少ない工事のうち、工事担当課等の長が必要と認める工事です。実施規模は、令和 7 年度、初年度は県内 9 審査指導監の所管地域ごとに 1 から 3 件程度、全県で 9 件以上を見込んでおります。

また、チャレンジ型の評価項目については、右側の表、総合評価落札方式の評価型別の

評価項目で御説明します。チャレンジ型では、施工実績の有無が評価に影響を及ぼす項目を極力除外します。表の一番右の列、新設、チャレンジ型をごらんください。丸印は評価対象とするもの、バツ印は評価対象から除外するものです。従来簡易2型で評価項目としていた企業の工事成績評定、配置予定技術者の施工経験、工事成績評定、表彰実績、週休2日制の取り組み実績といった実績に係る評価項目を除外します。これにより、県営建設工事の施工実績がない企業でも受注機会が得られるようにするものであります。

なお、企業の施工実績の項目は、過去15年間の国、市町村、民間工事を含む施工実績のことですが、実績に係る評価項目のうち、これのみは工事品質確保のため評価対象として残すものです。以上で説明を終わります。

○千葉秀幸委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○青木運転免許課長 議案第4号の審査において、高橋はじめ委員から質疑がありました、運転免許証と一体化したマイナンバーカードを警察官が読み取る機器に関する予算についてでございますが、既に国費により整備されております、現場警察官が扱っている情報端末に、今後警察庁において開発した専用の読み取りアプリケーションをインストールして運用することから、県費による予算措置は現時点では必要がないものとなっております。

○千葉秀幸委員長 午前中の執行部からの5件の報告に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 本当は別な場面で聞こうと思いましたが、今日説明がありましたので、お聞きしたいと思います。

犯罪被害者等支援計画（素案）の件であります。県では、今年の4月に犯罪被害者等支援条例が施行され、これに基づいて今後のさまざまな行動を起こすのに必要な計画ということで、今回素案が示されたということであります。

先ほど説明を受けた中で、少し聞き漏らした部分もあるかもしれませんが、この間新聞でも報道されたので、それを見ながら、これはどうなっているのかという部分で二つほどお聞きしたいと思います。

一つは、素案で県が総合対応窓口の設置を進めるということですが、これはいろいろなところとの調整機能を果たすための窓口ということで、今までは二つ、三つ窓口あったものを一本化する、いわゆるワンストップで対応していくということですね。その部分で、これまでのどういう窓口を一本化したのか最初にお聞きしたいと思います。

○木村県民安全課長 今千葉伝委員から御質問がありました窓口なのですが、現状は警察や民間支援団体など、それぞれが犯罪被害者から相談を受けております。それぞれ窓口を設けて対応しているのですが、今後につきましては、県に総合対応窓口をしっかりと体制として整備をいたしまして、そこで情報を一元化、把握しまして、犯罪被害

者等の状況、ニーズなどをしっかりと受けとめた上で、関係機関と連携して支援ができるように調整を行うことを考えているところでございます。

○千葉伝委員 犯罪被害者等を支援するという基本的な中身になるので、被害者の人たちがどこに行って相談をすればいいか、犯罪被害者以外の関係者も、いろいろな相談事があるかと思います。警察も含め、県、市町村などの窓口をしっかりと一本化して、こういうところに相談すれば情報は共有されるという形になるということで、それは必要なことだと思いますので、ぜひしっかりとやっていただきたいというのが一つです。

それから、令和6年に条例をつくったときに、関係する市町村にも当然いろいろと応援してもらおうということで進めると聞いていたのですが、そういった市町村との関係は現在どうなっているのですか。今度計画になると、またさらに市町村とかなり緊密な連携を取りながら進めなければならないということでしょうから、犯罪被害者等支援条例制定後の状況を教えてください。

○木村県民安全課長 犯罪被害者等支援条例制定後の市町村との関係であります。条例につきましては自治体がそれぞれの判断で制定するものでして、県は県として必要ということで、4月1日に施行させていただきました。市町村においても、例えば今、盛岡市でも条例制定に向けた検討が進められていると承知しております。そういったところで、市町村にさまざまな助言、支援を行いながら進めているところでございます。報道などで県内市町村は条例がまだゼロだと取り上げられておりますが、今回の計画の中では、やはり市町村の体制を充実することができるよう支援することを盛り込んでおります。

県、市町村それぞれが支援に取り組むメニューを充実させること。そしてなかなか市町村で体制をつくるのが難しいという話をよく聞いておりますので、県としましては、各市町村が実施する犯罪被害者等への支援や取り組みを、メニューリストとして各市町村がつくれるような支援をしていきたいと考えております。そういった市町村で取り組むことを、どこで何をやっているかのメニューリストとして各市町村がしっかりと共有することによりまして支援が明確化され、そういった動きが条例化につながることを期待しながら取り組みを進めております。

○千葉伝委員 わかりました。これからの進め方になると思いますけれども、犯罪被害者を救済していくということからすれば、ずっと継続してこれをやっていく。犯罪被害者が出なければいいのだけれども。

ところで、計画期間が令和7年から10年までの4年間となっており、法律的に言えば、時限立法のようなものと思ったのですが、なぜ4年間なのか。

○木村県民安全課長 計画期間につきましては、各都道府県の計画を参考にしますと大体3年から5年という計画期間を設けてつくっておりますが、それで終わりではなく、また新たな計画期間という形で継続していくものでございます。

まず、今回4年間の計画期間を定めまして、定めた計画につきましては、今年度新たに設置した岩手県犯罪被害者等支援審議会において計画の中身、具体的施策の進捗状況など

を毎年度調査することになっております。そして、必要な施策については見直しを図ることになっておりますので、その第1期間がこの4年間でありまして、この計画が4年間で終わるということではないと御承知いただければと思います。

○千葉伝委員 犯罪被害者の人たちは、経済的なことを含めていろいろと負担があるだろうと思います。この中にも負担の軽減などいろいろ書いてはいますが、ほかの県では見舞金等を出しているやに聞いています。岩手県ではそういう計画はないのですか。

○木村県民安全課長 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資する、いわゆる見舞金などの制度につきまして、全国の都道府県では、21都県が見舞金制度を導入している状況になっております。東北地方では、宮城県、山形県、福島県が導入しております。

本県の現在策定している素案の中では、具体的に見舞金まで踏み込んでおらず、まずは犯罪に遭われた方の遺族給付金や、重傷病給付金などの国の犯罪被害給付制度がございますので、その十分な周知を図っていきたいと考えております。その上で、他県の状況等を参考としながら、国、県、市町村の役割を明確化した上で、被害直後の負担を軽減するための見舞金等の制度について検討を進めてまいりますとともに、それぞれの自治体が独自にやるのではなく、やはり犯罪被害者が全国どこに居住していてもひとしくそういった経済的支援が受けられることが重要だと考えておりますので、この件につきましては国に要望していききたいと考えております。

○千葉伝委員 この素案をつくる段階で岩手県犯罪被害者等支援審議会が行われたということで、この審議会の委員の中から、やはり見舞金が必要ではないかという意見もあったと聞いております。全国で21都県、それから東北地方でも3県がやっていることからすれば、なぜ岩手県はやらないのか、ほかの県と岩手県ではどこが違うかということになるわけです。私は、見舞金をこの先早めに考えたほうがいいと思っておりますが、それは国からもらうなど予算の関係があるのか、県単独でできることなのか。

○木村県民安全課長 見舞金制度を創設するとなれば、県単独でもできる可能性はあると認識しております。岩手県犯罪被害者等支援審議会の委員には犯罪被害者御遺族も入っておりますので、そういった岩手県犯罪被害者等支援審議会での意見を踏まえながら検討を進めてまいります。

○岩淵誠委員 まず、県庁舎についてです。今までいろいろな議論をしてきましたので、若干おさらいの部分もあろうかと思いますが、方針として一部建て替えを軸にすることについては、非常に合理的また財源的にもよく考えて、練られているものではないかということで、私は基本的に了としたいと思います。

その上でお聞きをいたします。一部建て替えの初期費用は417億円余となっておりますが、当然ながら、いわゆる代替費用も見込まれているかと思えます。これはどの程度見込んでいて、そして代替のものというのは、議会棟とそれに付随する議会事務局、さらに例えば知事部局の一部を想定しているのかをお示しいただきたいと思えます。

○岩間管財課総括課長 現在知事局棟で面積が足りない分について、朝日生命ビルに人事

委員会と労働委員会が入居しています。家賃、維持費等を合わせますと年間およそ 3,000 万円程度の経費がかかっております。今回一部建て替えの案の場合、議会機能、議員の皆様と事務局を合わせますと 80 名程度の方が勤務しており、これを移転する場合の移転先の規模が、実際なかなか押さえ切れておりません。今 B C P 上はエスポワールやアイーナが定められておりまして、なかなか定額で月額幾らという形では押さえられないということで、今仮にでございますけれども、朝日生命ビルで押さえしております経費が建築の期間中かかるだろうということで設計の中に入れております。実際にはもっと多額の費用を要するのではないかと思いますけれども、現時点での推計では 3,000 万程度にとどまっているところでございます。

○岩渕誠委員 私は、3,000 万程度というのは最低限な数字で、しかも移転する代替費用は、今の知事部局の改修をどうするかというところにもなると思います。程度によっては、例えばワンフロアを潰して、免震構造を入れるというようなことも可能性としてあるとなれば、移転をする人はワンフロア分が抜けているという感じだと思います。そうすると、さらに初期費用で膨れてくるだろうと思うのですが、最終的に見合いとしてどれぐらいの規模で移転をするかは、大体いつ頃めどをつけたいと考えていますか。

○岩間管財課総括課長 今、具体の免震化の工法について岩渕誠委員から言及がありましたけれども、そこはまだ研究を深めている段階でございます。従来の耐震の工法を取っても、免震の工法を取ったとしても、ワンフロアというところまではわかりませんけれども、かなり面積的に制約を受けるのは事実でございます。ですから、2 種類、恒久的にそういったスペースをどう確保するのかと、恐らく庁舎で仕事をしたまま工事することになりますので、居ながら工事をやる時にどういった移転先で、これは恐らく仮設庁舎のようなものですが、この地区に確保できるのかというのはあります。そういった庁舎の確保も含めて、来年度と再来年度の 2 年間、基本構想、基本計画を立てることにしております。

その中で、実際かなり引っ越し費用も膨大ですし、先進県のお話を聞くと、やはり居ながら工事は相当大変だということです。工期がいたずらに延びるという話も聞いていますので、その辺りは来年、再来年の中で検討を深められればと考えております。

○岩渕誠委員 一部建て替えは、ある程度の規模感で建て替えをしているうちに、実際に必要な人員が見込めた場合には、追加の建て替えの必要がなくなることが最大のメリットだし、多分そこを目指しているのだと思います。だとすると、これは最終的に県庁の人事計画、あるいは地方公所をどうするかという問題にも関わってくると思うのですが、一つの建て替えで済みますとなれば、こちらができたなら全部移ってしまって、ここはなしでいいという判断をする時期も一つの目安としてある程度考えておかないといけないのだろうと思います。これは、後段の話とも関係するのですが、今の段階で、ある程度この辺りにそういう判断をしなくてはいけない、あるいはできればいいというものがあれば、お示しをいただきたいと思います。

○**岩間管財課総括課長** 現在総務部内で組織の大きくくり化や、出先機関の所掌の地区の見直しなどの、検討を進めておりますけれども、まだ具体の成案を得るには至っておりません。

一方、県庁舎の免震化の改修と、レトロフィットと言われるような既存不適格を解消する改修を施しますと、30年程度は知事部局棟が使えるますので、その間にそういったタイミングが訪れるのではないかという前提で有識者の方々は議論を進めております。それが5年後なのか10年後なのかという確たるところは申し上げられませんが、恐らくそういった動きの中で、この30年の間にそういったタイミングが来るのではないかという前提で議論が進んでいるところでございます。

○**岩渕誠委員** なぜこれを聞いたかという、いわゆる積立財源をどうするかという問題なのです。当面の417億円余、この数字に対して通常3割とか5割を当然積むのだと思います。これがある程度合意されるのであれば、例えば早ければ新年度予算から、5年間でどれぐらい積むという規模感が出てきて、さらにその次にどうするということになれば、当然少なくとも何年間か積まなければいけないという部分が、多分この数字にはまだ出てこないのだと思うのです。全体の財政負担の計画の中には見えない数字だと思います。

そうすると、今の公共施設の管理計画に関連する基金では、なかなか厳しいだろうと思っていて、やはりもっと全体的なものに使うべきだし、県庁の建て替えのための基金を別建てでつくって、きちんと管理をしていくというのが本筋であろうかと思うのですが、そういったところも含めないといけません。まずこれは積み立ての必要性がありますよね。それは財政当局も考えていますよね。

○**佐藤財政課総括課長** 岩渕誠委員御指摘のとおり、当然建て替えに当たっては、先ほど県債の話もありましたけれども、充当されない部分なども出てきますので、積み立ては必要だと思います。

少しお話しすると、今令和10年度までに収支ギャップゼロという財政目標がありまして、収支ギャップゼロにするとどうなるかという、岩渕誠委員はおわかりだと思うのですが、財政調整基金の部分が毎年度積み上がったりしますので、そういったところも含めながらこれから令和7年度、8年度で県庁舎のあり方も含めて財源の検討をすることになります。

○**岩渕誠委員** 私は、少なくとも積立財源をどうするかという問題は避けて通れない議論だと思います。交付税措置云々というのはテクニカルな話なので、これはいいのですけれども、全体の中で、毎年の予算の中で、これぐらいの規模感でやっていかないとはいけませんというときに、この規模感というのが果たして合意を得られるかどうか。合意というよりこれをやらないと建てられませんというのが現実だと思いますけれども、この辺の議論が早くできるように、ぜひ材料として早めに提示をしていただきたい。これは世論形成において必要だと思います。この問題については御意見を申し上げますが何かあれば。

○**千葉総務部長** 財源に関しては、岩渕誠委員御指摘のとおりでありまして、今公共施設

等管理計画を別途つくっております。県庁舎以外にも改修や建て替えが必要な公共施設がありますし、あるいは学校や病院などもありますので、全体並べてみるということが必要だと思っております。そういった計画策定を来年の11月をめどとしてだったと思いますが、進めておりますので、それとあわせていろいろ考えたいと思っております。今、先ほどの資料の5ページの中で言うと基本構想計画を2年ほどかけて、令和8年度までと考えておりましたので、その辺りには財源も含めて、先ほどもありましたが、緊急防災・減災事業債を使える、使えないで大きく違いますし、あるいは何かもっといい起債があるのかどうかもわかりませんが、そういったものを含めて、令和8年度にはお示しをできるように今検討を進めたいと思っております。

それから、先ほど組織の話もありましたが、組織体制も、今県職員のなり手そのものがないなど、技術職などは特にそうなのですけれども、出先機関が維持できるのかといったような問題も含めて、行政サービスのあり方が今後どうなっていくのか、サービスの質の低下にはならないようにということを含めて、総務部の中でいろいろ検討させていただいておりますので検討結果については、随時お示ししてまいりたいと思っております。

○岩渕誠委員 公共施設の管理計画は、基本的には知事部局で、例えば今県立学校の整備については大規模改修が必要なわけけれども、それはどちらかというと待ってもらっている。ところがあと五、六年すると築40年から50年という校舎が飛躍的にふえてくる。そこは、実は数字の中に入っているところもあれば、入っていないところもあるし、物価高が反映されていないところがある。

そうすると、より正確に、僕は最低でもここ30年で1兆円ぐらいかかるのではないかと考えているのですが、これぐらいのところのものを聖域なくやって、場合によっては、計画は立派なのだけれども、お金がなくて、結果建てられないという話になります。これは、県庁舎だけではなく、学校も含めてそうなのですけれども。どうも今の議論を見ていると、どこの部署とは言いませんが、財源は後回しにして計画だけが走ってしまって、財源はまず、何とか総務部が考えてちょうだいというような議論があって、それだとやはり県民の負担がふえるだけなので、ここはしっかりと対応していただきたいと思っております。これは意見です。2月定例会で質問しますから、きちんと答弁してください。

それから、総合評価落札方式について端的に聞きます。チャレンジ型の試行導入はなかなか考えたものだと思うのですが、対象工事の決め方は、工事担当課の長が必要と認める工事ということなのですが、やはりプロセスは大事です。当然最終権限者は、課長というレベルに落とすのだろうけれども、全体の中で会議があって、プロセスがきちんとわかるようにやっていかないといけないし、そういうプロセスがきちんと担保されているのかお尋ねしたいと思います。

それから、全県で9件以上を見込むということですが、これは土木系、土木系以外と分類した場合、偏りなく選定されるのか。むしろ管工をはじめとする土木系以外のほうが少し多くなるかとも読めるのですが、どのようなことを考えていますか。

○千葉特命参事兼入札課長 どのような工事がチャレンジ型の対象になるかでございます。岩渕誠委員御指摘のとおり、工事担当課等の長が選定することになりますけれども、まずは簡易２型に分類される比較的技術提案の余地が少ない工事の中から選定させていただくという形を考えております。

工事の種別につきましては、主に土木系工事が主体になるかとは思いますが、土木系工事に限らず、それ以外の工種につきましても、工事担当課等の長に選定が必要であれば選定させていただくという形に考えております。

○岩渕誠委員 僕が言っているのは、簡易２型の中からやるというのはわかるのけれども、要は課長が決めるわけでしょう。その決めるプロセスをはっきりしろというわけです。昨今どうも私の住んでいる地域では、公共工事をめぐっていろいろな事件が発生しております。この業界は常にこういうことが言われるので、まず官側として、こういう対象工事の中で、こういう理由で、こういう議論をして、例えば委員会があって、そういう中でこのように決めましたというプロセスをきちんと公開しろと言っているわけです。それが適正な執行につながります。僕はこれは非常にいいことだと思うのですが、そういうことをやる時は余計に透明化をやらないとだめだし、それは課長の独断と専行ではないにしろ、庁内的にもチェックができるような体制を、できれば県民がチェックができるような体制を取らないとだめですという意味で言ったのですが、どうですか。

○千葉特命参事兼入札課長 対象工事の選定のプロセスについてでございますけれども、今後チャレンジ型を実施していくに当たって、チャレンジ型をすることによる効果として、どのようなものが出てくるかも踏まえて考えていく必要があります。

例えば複数の簡易２型の工事の中で比較検証ができやすいものからチャレンジ型をした場合と、通常の簡易２型で実施した場合、そういったところでの比較検証ができるような形での対応を現在考えております。

○滝山会計管理者兼出納局長 今の件、補足させていただきたいと思います。

岩渕誠委員には貴重な御意見をいただきありがとうございました。工事の選定方法については、これから詰めていくところでございますが、確かに恣意的に決定することではなくて、選定基準を決めて、かつ透明性の高い形である必要があると思いますので、この御意見を踏まえて考えていきたいと思います。

○岩渕誠委員 僕が言っているのは、要は発注者側の問題なのです。それは出納局長に御理解いただいたようなので、お願いしたいと思います。

最後に確認しておきます。今全ての県営建設工事は、働き方改革ということで週休２日制が導入されていると思っております。実績がないことを何とかクリアしようということでのチャレンジ型でありますから、この要件の中に週休２日制の取り組みの実績がないというのは制度上よくわかるのですが、例えば、週休２日制の取り組みというのは当然最低要件として入っているはずですが、今までこういうことをやってきましたという加点ベースの話があってもいいのではないかと思うわけです。それは、やはり今までの入札の流れと

著しくそごが生じるようなことがあってはいけないと思いますが、これは御意見を申し上げて終わります。

○佐々木朋和委員 私からは、岩手県多文化共生推進プランについてお聞きしたいと思います。

この施策の方向性の中に、外国人材等の受入・定着支援が入ったのは、時代の流れの中で適切であると評価をさせていただきたいと思います。その観点からの質問ですが、先日岩手県議会私学教育振興議員連盟で盛岡市内の私立専門学校を訪れました。外国人の皆さんが日本語を学んで、その後に、それぞれの専門分野の学びの機会を求めて、またさらに学校に入っていくという流れだということで、今岩手県内においても自動車整備士を目指す外国人の方も多いいいことでした。しかし、入校先を見ますと、本県内ではなく他県に出ていってしまっている。こういったことを防ぐことも、まさに県内での受け入れ、あるいは定着支援に当たるかと思っております。

その中で、岩手県内には、私の住んでいる地域にも県営の自動車整備の専門校があるわけですが、こういった外国人の皆さんの受け入れについて、県所有の職業訓練校や職業施設等で、現在受け入れ状況はどうなっているのか。困ったというお顔をしているかもしれないけれども、わかる範囲でお聞かせをいただければと思います。

○畠山国際室長 今般のプランの見直しにつきましては、当然庁内全関係部局で、それぞれの所管する部分の見直しを図って、今回の案を作成しております。

今回、商工労働観光部において、アンケート調査を行っております。その中間報告が先月末にまとまったところで、まだ最終版ではないのですが、その中でうちでは外国人は採用していませんといったところも含めた現在の企業の受け入れ実態を、県内の中小企業を含む145事業者（後刻「外国人を雇用している145事業者」と訂正）に調査をしたところですが、個々の状況につきましては、そちらのレポートを改めて確認した上で御回答させていただければと思います。

○佐々木朋和委員 こういった共生プランを進める、外国人の方の県内定着を図っていく中で、その一歩手前かもしれないけれども、学びの機会を県内で用意をする中にあっては、まずは県営の職業訓練施設や職業校等でやはり受け入れる態勢をつくっていくべきではないかという指摘でございました。

そういった部分について、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、もう一度所感、あるいは現在受け入れに当たって、何がハードルとなっているのかわかれば結構ですが、お聞かせいただければと思います。

○畠山国際室長 今回施策の新たな方向の1のところではありますが、概要として、外国人材等の受入・定着・活躍促進を改めて明記したわけでございます。それは、育成就労制度がスタートするところや、利用可能な制度あるいは事業の情報提供など、市町村と連携した外国人材の受け入れに今後積極的に取り組んでいく企業の取り組みを支援していくということを、改めて方向性として打ち出しておりますので、先ほど佐々木朋和委員が御指摘

なされたような外国人の専門学校の学生など、そういった方々の実情も含めて、受け入れに向けた今後の対応策を検討してまいりたいと考えます。

○佐々木朋和委員 素案ですから、ぜひその部分も勘案して、最終案に向けて取り組んでいただきたいと思います。

私もお話を聞く前は、外国人の方をそういった専門学校で受け入れると先生方も外国語を話せなければいけないのではないかなど、ハードルがあるかと思ったのですが、一旦日本語を学んだ後で、何クラスかに分かれている資格を取って、中には日本人と一緒に大学にも行く方もいらっしゃるという中で、先生方が外国語を習得する必要性もそれほどないのかと、ある一定のサポートで受け入れ態勢もできるかという感じがしました。

今県内においては、人口減少もあって、県所有の教育施設等においても定員割れが問題になっていると思っております。そういった中で、外国人の方を受け入れることによって、県営の学校の経営もよくなると思いますし、さらには県内定着にもつながっていくのではないかと思いますので、ぜひともそういった視点を入れて、最終案に向けて取り組んでいただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 私からは、県庁舎の在り方に関する報告書について、先ほど岩渕誠委員が御質問されていたので、細かいところの確認のために質問させていただきたいのですが、整備の方向性で一部建て替えの案をとという御説明がありました。全部建て替えなどは、確かに起債の面で有利ではないというのも、そのとおりですので、有利なほうを選んでいったと私は理解しています。県庁舎の在り方に関する懇談会の中では、岩手県庁舎の機能のみで話が進んでいったのか。例えばですけれども、きたぎんボールパークなど、今さまざまな公共施設も市と県でありますけれども、他県では民と公でも造っているところもあるとお聞きしてまして、私が知っているのは文京区の区役所は上にマンションがあったりと、そのようにして造っていらっしゃる。要するに多面的な機能を入れた上で、職員が少なくなっていくときに違う形に使えるので、例えばそれを民間に貸出すると、県の収入になると思うのですが、そういう形でフレキシブルに使っていきえるようなタイプの庁舎も今後は考えてもいいかと私は思っていたので、今回の県庁舎の在り方に関する懇談会の中では県の組織だけで使うという方向性として決まって進んでいるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○岩間管財課総括課長 今回、県庁舎の在り方に関する報告書の素案を取りまとめるに当たって、有識者の皆様に御議論いただいた内容の中心は、整備地区をどうするかという点とその整備の手法、本当に耐震の改修だけでいいのか、やはり建て替えなければいけないのかといった、本当に大きいところの方針です。今ハクセル美穂子委員に御指摘いただいたような、建設に関わるスキームですが、例えばSPC型のPFIやPPPなど、いろいろな手法があって官公庁が整備されていることは我々も承知しておりまして、県庁舎の在り方に関する懇談会の委員の方々からもそういう事例の紹介がありました。

今後基本構想や、基本計画を定めていくに当たって、先ほど財源のお話をさせていただ

きましたけれども、民間資金を取り入れて整備するという事例になってきますと、また財源のスキームは大きく変わってくることが想定されています。基本構想や、基本計画の中でもそういったことを議論したいと考えておりますので、まだかちっと整備スキームまで決まったわけではないというのが1点です。

ただ一方で、47都道府県ある中で耐震性能を満たしていないのが岩手県庁舎しかないということで、慌てているという言い方は悪いですが、急いで整備しなければいけないという認識もあります。ステークホルダーが多くなってくると、やはりその分調整に要する時間は長くなる傾向がありますので、実際はそこのせめぎ合いの中で基本構想、基本計画を来年以降検討していくことになろうかと思っています。一番早いのは、直営で整備するのが一番早いのですが、議論のアイデアベースの検討は基本構想、基本計画の中で考えていきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。調整の時間というのはありますけれども、人口も減りますし、議会に関しても議員定数等検討会議で話はされていますけれども、県内の人口が少なくなれば、議員の数ももちろん少なくなっていくのがトレンドだと思いますので、いずれ空いた分についてどのように活用できるかも含めたり、報告書の中にもありますけれども、私はDXがどれくらい進むのかというのが一番影響するのではないかと思います。財政課で試行しているように、書類も全くないような中で業務をするやり方もあるし、それがまた違うところでもできるようになっていったときに、要らなくなることが想定されると感じるので、ぜひ要らなくなった部分についてどのように有効活用できるかという視点も入れながら、有効活用した分は県の収入になるとまた返済にも回せたりすると思うので、そこもぜひ検討しながら進めていただきたいと思います。

○名須川晋委員 私も庁舎整備について確認をさせていただきます。

昨日の吉田敬子議員の一般質問に対する答弁にもあったかと思いますが、盛岡市からはこの庁舎整備に係り、どのような依頼が来ているのかをいま一度確認させていただきたいと思います。

○村上ふるさと振興部長 昨日の本会議でも御答弁申し上げましたが、盛岡市の庁舎を整備するに当たって、内丸地区で移転候補を探しているということだと思うのですが、県が所有する内丸緑地、議員会館、県営内丸駐車場の敷地を、市が活用について検討することに御協力いただきたいという要請をいただいたところでございます。

○名須川晋委員 その1点ということでよろしいですか。わかりました。

その中で、議員会館の話もありましたし、そうしますとこれも私たちがどのようにしていくかというあり方についても考えていかなければいけない。それが令和8年度までになるかと思っています。内丸プランを今策定中だと思いますけれども、国の建物、施設については、国は国という考え方でよろしいのでしょうか。盛岡合同庁舎もありますし、盛岡地方裁判所もありますけれども、そちらは全く関係なく、あくまで盛岡市と県ということでのよろしいのか。

○村上ふるさと振興部長 市としては、内丸地区での再整備ということも恐らく考えていると思いますので、県以外にもいろいろお話はされているのではないかと思いますけれども、私どもとしては、県に対して依頼があったことに対して昨日御答弁申し上げたということでございます。

○名須川晋委員 そうすると、そういう話は届いていないのかもしれませんが、盛岡合同庁舎もあるわけで、割と敷地も余裕があるように見受けられて、もう少し高層化してもいいのではないかということも考えられるわけですが、内丸地区再整備検討懇話会の中にも国は入っていないと思うのですが、その辺について盛岡市が国に対して何か働きかけをしているということはあるのでしょうか。

○村上ふるさと振興部長 恐らく県以外の関係機関、国もありますし、民間もありますので、そういったところと個別にお話すると、たしか盛岡市でもそういうお話しされていたと思いますので、そういうことをされているのだろーと思います。県とのお話であれば、私どもがお話しできますけれども、盛岡市と国であるとか、盛岡市と民間などのやり取りについては十分承知していないところもありますし、私どもからコメントすべきものではないかと思います。

○名須川晋委員 どこかの計画の議論の中で触れられているかもしれませんが、県の盛岡地区合同庁舎の建て替え等々について、耐震性や、これから何年もつとかという議論はどうなっていましたでしょうか。

○岩間管財課総括課長 盛岡地区合同庁舎につきましては、耐震改修工事を終えておりまして、耐震性がある建物として機能しております。現時点で盛岡地区合同庁舎の建物を建て替える、移転するといった具体的な計画は有しておりません。盛岡市からも、先ほど11月初旬にあった依頼のお話がありましたけれども、盛岡地区合同庁舎の敷地についての依頼はないということでございます。

○名須川晋委員 わかりました。盛岡市とも、内丸プランと並行して進めていくべきかと思います。その中で議会側も関わってはいますけれども、議員会館という存在、役割もありますので東北地方の他県は議員会館、宿泊施設は整備されていないということで、恐らくホテル等々に泊まるのかと思いますけれども、それも含めてやはり令和8年度までに検討しておくべき内容だとすれば、議会側も議会のあり方も含めてもう少し主体的にこの計画を検討していくべきかと思いましたが、千葉総務部長、何か御感想等々あればお願いします。

○千葉総務部長 議会に関しましては、今日お示した報告の中にもありますけれども、円滑な議会活動、議員活動、それから県民参加の機会の充実等を支えるための役割、機能でありますので、議会事務局にもお伝えしておりますけれども、特に議会棟の耐震診断の結果が悪いということもありまして、しっかりと急いで検討してまいりたいと思っております。議員の皆様にも逐一報告しているのはそういう意味もございまして、今後ともしっかりとやらせていただきたいと思います。

○米内総務課総括課長 ただいまの名須川晋委員のお話でございますけれども、盛岡市からの文書に対する議会の対応の方向性はどうなのだとこのところではありますが、事務局といたしましては、今後議員の皆様にも方向性等も含めまして御意見をいただく場を設けさせていただく必要があると考えているところでございます。

今後県庁舎の在り方を踏まえまして、議員の皆様の御意向を丁寧に確認しながら、適切に対応していく必要があると考えております。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○畠山国際室長 先ほどの佐々木朋和委員の御質問への答弁で1点修正させていただきます。

今年度商工労働観光部で行った外国人労働者の調査について、中間報告がまとまった旨を御説明いたしましたけれども、外国人を雇用していない事業者も含めて145事業者と申し上げたのですが、正しくは外国人を雇用している145事業者の誤りでございました。訂正いたします。

○千葉秀幸委員長 委員の皆様からこの際何かありませんか。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

○はぎの幸弘委員 今日の総務委員会の冒頭に、天野警務部長から、盛岡東署員の酒気帯び運転の件で御報告、陳謝があったわけでございます。私もちょうど岩手県議会台湾友好議員連盟で台湾に行っているときに、工藤議長からその話を聞いて、非常にびっくりしました。私は最初に午前中に逮捕と聞いたとき、前のお酒が残っていて朝の検問か何かで捕まったのかくらいに思っていたら、中身を見たら実はそうではないということで、これは非常に重く受けとめております。

逮捕された警察官の飲酒は、具体的にどの程度だったのかと、それに対する受けとめについて伺いたいと思います。

○加藤参事官兼首席監察官 初めに、逮捕された警察官の具体的な飲酒の程度についてでございますが、被疑者を11月22日の未明、酒気帯び運転の事実で逮捕し、現在捜査中であり、また、報道等でも御承知のことと思いますが、12月2日、同乗者3人を道路交通法違反の同乗罪で逮捕して捜査中であり、このような状況にありまして、現段階で飲酒の程度など事件の詳細を明らかにした場合、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがありますことから、申し訳ございませんが、答弁を差し控えさせていただきます。

次に、警察官が酒気帯び運転で逮捕された事件の受けとめについてでございますが、県警察におきましては、飲酒運転は悪質、重大な犯罪行為であるという共通認識が定着し、関

係機関、団体の全面的な協力を得て交通安全対策を推進している中、まさに最前線で飲酒運転を取り締まる警察官が飲酒運転で逮捕される事案を発生させてしまったことは誠に申し訳なく、県民の皆様からの信頼を大きく損ねる状況に至っておりますことを非常に重く受けとめているところでございます。

○はぎの幸弘委員 今回の御答弁の様子からもわかるとおり、非常に残念至極と私も思っております。息子も警察官ですから、やはり人ごとには思えません。

今の御答弁の中にもありましたが、さらには同乗者もいたということで、何たることと私も思っておりますけれども、過去における警察官の飲酒運転による検挙、逮捕の状況と傾向について確認いたします。

○加藤参事官兼首席監察官 過去の警察官、警察職員による飲酒運転の事例及び傾向についてであります。確認できる範囲では平成21年以降、今回の逮捕事案を含めると5件となります。

1件目につきましては、平成21年に警察本部勤務の50歳代の刑事が酒気帯び運転の上、交通事故を起こした事案で、これを免職としております。

2件目は、平成25年に警察本部勤務の30歳代の警部補が酒気帯び運転の上、交通事故を起こした事案で、これを免職としております。

3件目は、平成27年に警察署勤務の30歳代の技術職員が酒気帯び運転の上、交通違反をした事案で、これを免職としております。

4件目は、昨年警察署勤務の20歳代の巡査が酒気帯び運転、一般に二日酔い運転と呼ばれる事案でありますが、これで戒告としております。

傾向といたしましては、この5件のうち4件が若手警察職員による事案となっております。これらの者につきましては、公務の遂行に関して特段の問題は把握されていなかったものの、私生活においては自分の思いや都合を優先し、本来厳守すべき警察職員としての規範が欠落してしまっていたほか、個人のプライバシーに関わるため詳細にわたる答弁は差し控えさせていただきますが、家庭内や交友関係などにもさまざまな問題が認められたところでもあります。

○はぎの幸弘委員 わかりました。

最後にしますが、そういった傾向も捉えられているということで、冒頭でも再発防止に努めていくというお話もあったわけですが、その傾向を捉えた上で、これまでも恐らくそういうことのないように指導は徹底されてきていると思うのです。ただ、それでもなおかつこういうことが出てしまったということは、今後に向けてもやはりそういった傾向を捉えて、新たな対策を講じていかないと、またこういった事案が出てくるおそれもあると私は思うのですけれども、その辺についてどうお考えか伺います。

○加藤参事官兼首席監察官 県警察におけるこれまでの再発防止対策及び今後の再発防止対策についてであります。これまで飲酒運転の絶無を図るため、飲酒運転が極めて悪質、重大な犯罪であるという認識を強く自覚すること、飲酒が運転に及ぼす悪影響、飲酒

場所に出向く際の車両の持込み禁止、二日酔い運転の防止等について繰り返し具体的指示を行ってきたところであります。

また、各所属に対する監察を実施した際に開催する職員相互の座談会、懲戒処分を受けた者の手記、反省文、これを基にしたグループ検討などを通じて、非違事案を自分事として捉えさせる取り組み等も進めてきたところであります。

今回の酒気帯び運転で逮捕された警察官は、これらの指導教養を自分事として捉えたり考えたりすることなく、自分がその当事者になることはないと他人事として聞き流し、自らの立場を顧みることなく、また法令を守るという考えにつながらなかったものと考えられるところであります。

県警察におきましては、今後警察官、警察職員としてより高い規範意識の確立に向けて、職員一人一人の心に響く身につまされる指導教養に努めますとともに、逮捕された警察官から酒気帯び運転を敢行するに至った背景や原因などを聴取した上で、主に若手に力が入ることと思いますけれども、そういった職員を対象に早急に実効性のある指導教養のあり方を検討していくこととしております。

○はぎの幸弘委員 今の御答弁を聞いていて、これはもちろん県警察だけに限ったことではないと思うのです。県職員全体についても、やはり人ごとではないと受けとめておられると思いますので、法令遵守の徹底等はされていると思うのですけれども、念のために確認いたします。

○内城参事兼人事課総括課長 はぎの幸弘委員御指摘のとおり、交通違反、特に飲酒については、これまでも厳罰化するなど、また折に触れて職員に研修や服務通知等を通じて指導を徹底してきているところでございます。幸い今年度につきましてはそういった事案は発生しておりませんが、我々としてしましても引き続き県庁全体でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 達増知事は、さきの一般質問で五日市王議員の質問に答えて、年内に賃上げ等を柱とする補正予算の編成を明言されました。大変高く評価をしたいと思います、この基になったのは国の経済対策の決定だと思います。

まずは、県として国の経済対策についてどのように評価をしているかお伺いいたします。

○本多政策企画課総括課長 国の経済対策についての県の評価についてでございますが、今回の経済対策におきましては、物価高騰対策のための重点支援地方交付金の追加交付や、電気、ガス代、燃料油価格高騰への支援、中小企業の賃上げ環境の整備に向けた支援、地方創生交付金の当初予算ベースでの倍増、令和6年度の地方交付税を増額など、本県がこれまで要望してきた地方が抱える課題への対策等がさまざま盛り込まれており、先般の本会議におきましても達増知事から一定の評価ができるものと御答弁申し上げたところでございます。

一方で、経済対策の中には、いわゆる103万円の壁の引き上げでありますとか、ガソリン減税の見直しに関する記載が盛り込まれたところでございます。これらの見直し等によ

りまして、国民の可処分所得の増加につながるといった反面、見直しの内容によっては医療、福祉、産業振興など、身近な行政サービスを安定的に提供するために必要な地方の税財源の減収につながる可能性もあるというところから、地方税財政への影響を考慮した議論が進められるよう、全国知事会の場合などを通じて働きかけを行っているところでございます。

○岩渕誠委員 さきの総選挙で、各党ともやはり物価高騰対策、それから賃上げ環境の改善について訴えておりますので、詳細な部分については多少の差があるとしても、各党共通の中で、これはある程度の評価をしていいのではないかと個人的には思っています。

やはり問題となってくるのは、今言及がありました 103 万の壁の影響でございます。端的に伺います。改めて伺いますが、103 万円の壁が撤廃をされた場合の影響について、具体額をお示しください。

○佐藤財政課総括課長 粗い試算になりますが、県分については、個人県民税が約 150 億円、所得税を原資とする地方交付税が約 150 億円の計 300 億円程度、市町村分については、個人住民税約 250 億円、所得税を原資とする地方交付税が約 150 億円の計 400 億円程度となり、県と市町村の合計では約 700 億円程度を見込んでいるところです。

○岩渕誠委員 かなり大きな穴が空くというのが実態であると思いますが、103 万円の壁の引き上げの影響について私が気になるのは、国会議員の認識なのです。何と言っているかという、国は毎回プライマリーバランスも赤字なのだけれども、地方はプライマリーバランスが黒字だし、財政的にはまだ余裕があるなどと平気で言っている人たちがいるのです。どこの国の国会議員なのか、あるいはもしかして東京都なのか、愛知県なのかと思ったら、もっと田舎のほうの国会議員がしゃべっていて、国会議員は大丈夫なのだろうかと思ったのですが、この国会議員の認識について県はどう思いますか。

○佐藤財政課総括課長 岩渕誠委員から御紹介がありました国会議員の認識ですが、その基となるのは、お話がありました地方財政全体で見た場合、プライマリーバランスがほぼ一貫して黒字、それから基金残高が増加基調といったことから、そういった意見をお話しされているものと考えています。

一方、本県の場合、地方の場合ですけれども、公債費の増加や県立病院への繰出し、公共施設の老朽化対応等により今後多額の財政需要が見込まれるなど、より一層厳しさが増していく中で、仮に減収分が補填されない場合、財政運営に多大な影響が出るものと認識しております。

○岩渕誠委員 大分おもんばかった答弁でありましたけれども、金のない県がほとんどで、ごくごく一部を除いて大変ですから、それは全国知事会うちの国会議員は何を言っているのだと、うちの県庁に来て、説明するからきちんと見てくれというぐらいのことをやらないといけません。国会議員の地方に対する認識は、その程度なのかと、あまり評価したことはないですけれども、それはきちんとやったほうがいいと思います。

そこで全国知事会の出番であります。そういった意見もあるし、実際岩手県だって 700

億円足りなくなってしまう可能性があるといったことについて、全国知事会としてはどのような対応をしているのかをお示しいただければと思います。

○**本多政策企画課総括課長** 全国知事会の状況でございますが、去る 11 月 25 日に開催されました全国知事会主催の全国知事会議におきまして、出席した各都道府県知事の皆さんから、雇用や所得環境の改善等のため、あるべき政策を議論することは非常に重要であるといった意見とともに、一方で巨額の税収の減や、また地方交付税の原資の減による地方が担う安定的な住民サービスの提供に支障を来すおそれがあるのではないかという意見がありました。また、地方税減収の補填は必ずやらねば困るけれども、また補填の仕方として全額真水、国の直接の支出にするべきであり、臨時財政対策債での措置はないとはっきり申し上げるべきという意見。恒久的措置として検討を進めるのであれば、地方税の減収の補填についても恒久的にするべきといった意見が出されたところでございます。

こうした意見を踏まえまして、同日の知事会議の後に開催されました政府主催の都道府県知事会議や、11 月 27 日に開催されました国と地方との協議の場では国に対しまして、恒久的な減税となるのであれば、地方の減収分について臨時財政対策債などの地方の借金ではなく、恒久的な財源で補填していただくなど、地方の影響にも十分配慮するよう要望を行ったところでございます。

○**岩渕誠委員** 全国知事会としては、申し上げるべきところは申し上げているのだろうと思います。その上で、本県とすれば、どのような考え方をしているのかお示しいただきたいと思います。

○**小野政策企画部長** 今御質問いただきました、いわゆる 103 万円の壁の見直しにつきましては、先ほどの答弁にありましたように物価高騰によって、個々人を見ますと可処分所得が上がって、また経済全般を見ましても、労働力の確保も含めて経済活動あるいは社会活動が活発になるといった効果を期待しての取り組みだと考えておりまして、これにつきましては全国知事会の中でもさまざまな知事が、この考え方については評価されております。

一方で、やはり単純に所得税、個人住民税の控除額を引き上げるだけであれば、地方税財政への大きな影響が生じることが懸念されます。

ですから、議論に当たりましては、先ほどの効果を求めているところの可処分所得の増加や、地方としてこれまで、そしてこれからも担っていかなければいけない行政サービスの維持の両面をきちんと見ながら、これが両立できるような政策、税財源も含めて、あるべき姿が丁寧に議論されることが重要だと考えております。

したがって、県といたしましては、国においてこうした将来のあるべき政策の実現に向け、地方税財政への影響も踏まえた議論をしっかりと尽くすとともに、適切な措置を講じることについて、先ほども申しましたが、全国知事会ともしっかりと連携しながら、国に対して働きかけをしてまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 今回の政治は、残念ながらワイドショー政治になっていますから、これは本当に私もマスコミにいて頭が痛かったところではあるのですが、地方が反対しているから 103 万円の壁がだめだと言っているわけではないのです。ところが、今、朝のワイドショーなどを見ると、あれは地方が悪いのだ、総務大臣が悪いのだと言った人がいるといった話で、何か問題が矮小化されて、しかも 103 万円の壁がどうだという話が地方財政の話と直結しているのだけれども、もっと幅広なのが現実なのだと思います。

この前提として、始める前に、総務省などいろいろありますけれども、反対してくれという話がありましたか。ないと思うけれども、一応確認します。

○小野政策企画部長 政策企画部が全国知事会を担当しておりますけれども、そういった話はございません。

○岩渕誠委員 やはりそれは当たり前の話で、全く面白おかしくやっているの、本質からどんどんずれていっているわけです。やはり可処分所得を上げていくのだということと、でもきちんと地方にやるというのは政治の基本の話であって、どっちがどうだという話ではないわけです。

もっと言えば、今回全国知事会も本県も、例えば臨財債などは臨時といって 20 年やっているわけでしょう。これをどうするのだとか。もっと言えば、全国知事会は税と仕事の部分でいうと、税収 4 対 6 に対して仕事の量は反対になっているのを、まず 5 対 5 に戻そうという話をしているわけです。だから、本当を言えば、こういう時代にナショナルミニマムはどこまでやるのかと。例えば学校給食費は、子育て支援や少子化対策と言っているのに、これはもう今地方の小さなところが頑張ってやって、中途半端なところはできませんと言っているような、財源の格差によってやるかやらないか決めるような話ではなくて、これはどんとやれという話ではないですか。そういう議論がなくて、こんなちまちましたところで幾ら足りないという話になっているのだけれども、やはりナショナルミニマムとして、ここまでやるために税財源はこれぐらい必要だと、一方で地方がやるべきところはここだから、ここにはきちんと財源を移譲してやるのだというような大きな話に持っていけないと、この 103 万円の壁だけをやっていくと非常に不毛な議論で、常に地方はお金が足りないからお金をくれと言っているのかみたいな話になります。時々地方は豊かなのですという訳のわからない国会議員などがたくさん出てくると、ますます議論がよれていってしまうので、もう一回議論を元に戻して、ここはきちんと国が措置すべきものですと、今ここは措置されていませんと、これは今措置されていないけれども、この時代の中で少子化対策などのプライオリティーが一番高いというのだったら、これはもう新しいナショナルミニマムでやろうという議論を喚起していかないと、いつまでたっても微修正の話で終わってしまうわけです。やはりこれを本筋に戻してやらないといけないし、僕はそういう必要があると思います。

特に岩手県は、病院会計でこれだけ大変だけれども、本来の財政需要からいったら半分しか来ない、高等学校の部分だって 8 割しか来ない、これは大問題です。それはもう地方

で何とかしてくださいと逃げているわけだから、そういう本筋の議論に戻すことをしないと、ますますいいようにやられると思うので、僕は全国知事会や知事は役割が大きいと思っていますが、いかがですか。

○小野政策企画部長 ただいま岩渕誠委員から法定率の関係についてもお話がありましたけれども、まさに今回の 103 万円の壁の見直しの議論をきっかけに、単なる可処分所得の引き上げにとどまらず、特に地方財政にも影響してくることを観点に、国と地方の役割分担といったところまで改めて考える非常に重要な機会になっていると考えております。

達増知事のさきの記者会見の中でも、これについてはもう少し幅広い議論をしていく必要があります、ある程度の期間をかけて本来しっかりと議論されるものではないかといった発言もされているところでございます。やはり全国知事会としてもさまざまな意見がございまして、地方財政、国と地方の役割分担、地方分権といった観点からも議論を進めているところでございますので、こういった議論、岩手県としてもさまざまな情報共有をしながら、しっかりと役割を果たしていき、また全国知事会として国に対して申すべきことは申すといったことを進めてまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 マスコミの報道、ニュースというのは、大体第一報は派手なのです。派手だし、世論も第一報に流されるのですけれども、大事なのは第二報と言われているのです。深みのある議論をするということ、深みのある提起をするということになれば、第二報のほうが非常に重要なのです。今第一報が終わった段階だと思います。これをきちんと第二報をして、深い議論に行くかどうかというのは、マスコミがどう取り上げるかわからないです。私は東京の記者をあまり信用していないのですけれども、やはり地方の力でやっていけないといけない。

来年は、年が明けると参議院選挙もあります。そのときまでに政治改革の問題がどこまで引っ張っているかわからないけれども、やはり政策的な大きな争点とすれば、地方の振興をどうするのだ、そのための財源をどうするのだというところで与野党が競争できるような、そういう舞台回しは地方にとっても非常に重要だし、そういうところでお互い競い合って、これはこう考えるけれども、そっちもいいというような議論を提供していくことが、政治の進化にもつながると思いますし、最終的に地方を守ることだと思いますので、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

○佐々木朋和委員 法定外目的税について伺いたいと思います。

先日、報道で盛岡市が宿泊税を本格導入するという報道がありました。主立った反対意見もなく進みそうだということで、導入時期についても報道がありました。そして、金額についても、一部の報道では 1 人 200 円にすれば総額幾らになるという推計も出ておりました。本県においてもそういった具体的な検討をしている市町村が出てきたということで、私も認識を新たにしたところであります。

そういった中で、県としては、今宿泊税に限らず法定外目的税の導入について、検討や研究をしている分野があるのか伺いたいと思います。

○佐藤財政課総括課長 県では、既に法定外目的税として産業廃棄物税、超過課税としてはいわての森林づくり県民税を導入しているところです。

法定外目的税と超過課税は、特定の行政課題への対応のために有効な財源確保策の一つであり、新たな行政課題等に対応する際に担当部が中心となって検討、研究されるべきものと考えておりますが、総務部としても先行事例の研究や課題の整理等進めているところであり、宿泊税をはじめとして、全国的に具体の検討が進んでいる事例の動向についても随時情報収集しているところです。

○佐々木朋和委員 担当課が検討する分野だということでありますけれども、具体的などころに入らずに少しお聞きをしたいと思います。

宿泊税ですけれども、検討している盛岡市では、インバウンド等、需要が伸びているところについてしっかりと財源を確保して、より施策を進めていく、あるいは環境整備をしていくことが目的だということでした。一方で宮城県では、県として進めようとしております。

市町村でやる場合と県でやる場合を考えたときに、もし県全体で宿泊税を導入するのならば、私は再分配の意味合いがあるのだらうと思います。例えば岩手県においては、沿岸地域が東日本大震災津波以来、観光需要が戻っていない。外国人のインバウンドを取り込んでいこうということで県も一生懸命やっていると思うのですけれども、例えば県全体で宿泊税をやった場合には、やはり宿泊が多いところからもいただいて、その部分を県内の宿泊が少ない部分に振興策をやる、あるいは環境整備をするというような再分配の意味合いも出てくるかと思うのです。一方で、県都である盛岡市が単独でやると、やはりそれは盛岡市だけの整備になってしまう。

そういった中であって、岩手県としてこういった法定外目的税、市町村と重複した場合にどのような対応をしていくのか。市町村との事前の調整も必要なのかと思うのですけれども、一般的に言って、市町村と県、双方から同じ法定外目的税あるいは超過課税を取れるものなのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○佐藤財政課総括課長 佐々木朋和委員の御質問は、できるという答えなのですが、少し御説明しますと、県全域で宿泊税を徴収する福岡県では、福岡市、北九州市においても徴収を行っており、県、市の双方に宿泊税による税収が配分されていますし、今後導入予定である宮城県と仙台市の場合は、宮城県においては県全域で1人1泊6,000円以上の宿泊当たり300円を徴収し、仙台市における宿泊税については、この県全体の300円のうち200円を市に配分する仕組みであると承知しております。

○佐々木朋和委員 制度上はできるのだらうと思います。

一方で、例として挙げますけれども、盛岡市で宿泊税を200円徴収します。それにさらに上乗せをしたときに、お客さんの感じ方がどうなのか、あるいは他県と比べてどうなのかということがありますから、実際にはやはり事前協議であったり、話し合いや調整が必要になってくるのだらうと思います。

そういった意味で、盛岡市が今宿泊税については先行して検討されている。宿泊税に限らず、これから県が法定外目的税を導入していこうとしたときに、やはり市町村との事前の話し合いであったり調整は必要なのだろうと思います。そういった中であって、このように盛岡市で新たな法定外目的税を考え得るような地方の財政状況であったり社会の流れの中であって、各部局がそれぞれの内向きだけで検討している時期なのかということを問題提起させていただきたいと思います。

そういった中であって、今後法定外目的税について市町村との連携や、また共に勉強会をするなど、広くオープンな形で議論をしながら、市町村、県との連携を図っていく、役割分担をしていくことが重要ではないかと思いますけれども、その点について所見を伺いたいと思います。

○佐藤財政課総括課長 まず、県と市町村との連携は、これに限らず重要だと私も思います。

超過課税で言えば、勉強会等々もいいとは思いますが、やはり超過課税を目的とするのは私はおかしいと思いますので、まずは施策、事業を検討する中で、さまざまな財源確保策を講じてもお、事業を行うための財源がない場合、その事業の必要性について丁寧に検討していく必要があると思います。他県の例を見てもそうですけれども、やはり施策、事業といったところが先行して初めて超過課税がついてくると考えております。

○佐々木朋和委員 わかりました。なるほどとも思いますけれども、一方で今回の宿泊税のように先行して盛岡市でやるとなった場合に、では岩手県の中での宿泊税のあり方はどうなっていくのだろうと、盛岡市以外の地域としては感じるころだと思います。それであれば、課題だって、政策が先というのであれば、まさにそういった政策について、やはりこういった今の状況も踏まえて特出しをして考えていくということも必要なのではないかと思っております。

そういった今の状況や県の財政状況も踏まえて、やはり踏み込んだ検討も必要かと思えますけれども、千葉総務部長に所感を伺います。

○千葉総務部長 自治体で安定的かつ継続的な財源確保というのは共通の課題でありますけれども、一方でずっと答弁させていただいておりますが、受益と負担の対応関係も明確にしなければいけないというのは大前提だと思っております。

佐藤財政課総括課長からもいろいろ答弁させていただいておりますけれども、例えば交通税などは県議会でも議論されまして、交通税を導入する場合に、例えば交通機関の運賃を引き上げればいいのかというような議論がある中で、なぜそれを超過課税で財源確保しなければいけないのだといった課題があることと、例えば私は交通機関を使っていませんといったような方から税をいただいたときに、実は訴訟リスクがあるということでありまして、今まであまり踏み込んだ答弁したことなかったかもしれませんが、そういったところを慎重に今議論しているというのが内部の話であります。そういったさまざまな論点を考慮しながら、県民の皆様にも理解していただけることが一番大切かと思

ますので、これからも丁寧に議論、検討してまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 踏み込んだ答弁もいただいて、ありがとうございます。状況についてはよくわかりました。

一方で、やはり市町村と重複して二重にということも、現実的にはなかなか厳しいということもありますので、ぜひともそういった部分についても市町村と連携しながら、あるいは先行している部分については議論に入りながらやっていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 最初に地域公共交通の関係を質問をさせていただきます。今回 11 月に県内市町村の要望聞き取り調査に私も回りまして、その中でいろいろ地域公共交通の課題としてお話をされたこともあったので、その部分について質問したいと思っています。

県内では市町村ごとにさまざまな工夫をして、地域の公共交通、バスなどがなくなったところの代替交通に取り組んでおられるのですけれども、今回回った際には、課題として市町村間の乗り入れがなかなか難しいというお話をされました。その地域では、合併が進まずに小さな市町村がたくさんあるエリアや、広域振興局が違ってなかなか連携が取りづらいようなエリアの中で、生活圏は同じというパターンのところが多いと思っていたのですが、こういった課題が明確になってきた中で、県として市町村をまたいだ地域公共交通に関して、バスに助成する以外にこういった取り組みを今後進めていくべきと考えているか、どのような御認識を持っておられるか伺いたいと思います。

○渡辺交通政策室長 地域公共交通についての市町村間の取り組みをさらに進めるべきということだと思いますが、まず市町村間の乗り入れで県が関わっている取り組みについてでございます。市町村の区域をまたがる広域的なバスの補助路線につきましては、市町村と国、県、事業者が参画するバス路線活性化検討会を全てのバス路線、補助路線について路線ごとに開催しております。沿線市町村等路線の利用促進や、運行ダイヤ、ルート等について話し合いを行っておりまして、全ての路線を対象に開催しているところでございます。

また、補助路線が廃止された場合については、その後の代替交通をどのようなルートで、運行回数を何回にするか、費用負担をどうするかといったことについて、市町村間で協議をしながら決定しております。県としても、ほとんどその議論に参加しておりまして、なおかつ代替交通に対する補助を行って支援しております。

さらに、県では、市町村等が行う地域公共交通体系の再編や、利用促進の取り組みを支援するために、地域公共交通活性化推進事業費補助を行っておりまして、特に複数の市町村による広域的な取り組みについては補助上限を引き上げ、一つの市の場合ですと 500 万円なのですが、複数になると 750 万円というように上限を引き上げております。

県としても、地域公共交通の市町村間の連携の取り組みは重要と考えておりまして、引き続き広域的な観点から助言や支援を実施していきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 バスがあるところについては、その形で協議会をつくりながら、

どうやっていくかを今後も進めていくのではないかと思いますのですけれども、御相談いただいた西和賀町では、町で地域代替交通をやっているのだけれども、生活圏が二つぐらいの市町村をまたいで、盛岡駅に来るというバスを西和賀町単独でやっている。その途中には雫石町があって、一部滝沢市がある中で、西和賀町だけで運行している。今のところはいろいろな補助があって、何とかやられておりますけれども、やはり西和賀町としても人口減少が大変大きな課題で、財政的な負担についてもいろいろ懸念している部分がある中で、目的地までの自治体と一緒にやってできる部分はやりたいということです。費用負担も結局分散されるので、ある意味持続的になるという観点もあってそのような話になったと思っているのですが、これはそのとおりだという部分もあります。

もう一つ、一戸町からお話をいただいたのは、人工透析してくださるクリニックが、個々の市町村の中にあつたところが、今医師の高齢化によって減っているという現状もあるということです。そうすると、町内でデマンド交通などを使いながら動いて、何とか週に3回の人工透析を受けられていた患者の方々が、今度は町村をまたいで盛岡市などの隣の市町村に行って受けるとなったときに、公共交通機関がずっと町村内の端から駅に行けばいいのだけれども、そうではなく利便性のところで大変課題があるというお話をされました。一戸町に限っては、今二戸市のクリニックに行くようになりましたというお話でした。

県北地域と県央地域の辺りの市町村は合併されておらず、デマンド交通がその町などで完結してしまっているの、相互乗り入れがないことでこれからもっと問題が出てくるのではないかと、そのお話を聞きながら感じたので、今すぐできることではないのですけれども、広域振興局内でそういった課題を抽出しながら、どことどこがどのように組み合っていくのが適切なのか。持続可能な地域公共交通として、市町村間をまたいだものもやっていくためには、事前にいろいろ相談したり話し合う場の設定も必要なのではないかと感じております。今のところバス業者のところは協議会などがあるけれども、そういったデマンド交通等も含めた話し合いの場の設定を、県または広域振興局が主導してやってほしいとは私は思っているのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○渡辺交通政策室長 先ほど御答弁申し上げましたのは、バス路線、補助路線のことでしたが、ハクセル美穂子委員からの御質問は、それ以外の路線や、需要に応じた対策についても話し合う場があればということだと認識しました。県では先ほど申し上げましたバス路線活性化検討会以外にも地域内公共交通構築検討会を設置しておりまして、これは毎年度、県内の公共交通でどういったことに困っているかを市町村から意見を聞いて、テーマを決めて話し合っているものでございます。

また、それ以外にも、市町村から随時、こういうことで困っているのだけれども、県が音頭を取って会議を開いてくれないかというところもあって、昨年度は盛岡広域振興圏あるいは県南広域振興圏などで開催しております。

バス路線活性化検討会や、先ほど申し上げた地域内公共交通構築検討会といった枠組み

はあるのですが、それにかかわらず、課題があるものに対しては県と市町村が一緒になって検討していく。あるいは県、市町村だけではなかなか難しいという場合には、大学教授やNPOの詳しい先生をアドバイザーとして派遣している事業もあります。そういったことも活用しながら、地域とのニーズや課題は、やはり市町村に把握をしていただいて、それを県にお話をいただき、県が音頭を取って話し合いをすることが必要になると思いますので、まずは市町村で地域のニーズを把握していただいて、その上で県が話し合いの場を持つ。

長くなって申し訳ないのですが、透析患者の問題ということで、今の公共交通はやはり運転手不足など限られた公共交通資源の中で、いかに効率的なネットワークを築けるか。それが持続可能な公共交通ネットワークにつながるということで、交通結節点を設けまして、そこに市町村内のデマンドで、例えば雫石駅まで地域内でやって、JRで盛岡駅まで、さらに盛岡駅からまた違うバスでということが基本になるのですが、必ずしもそのネットワークで行けない利用者の方もいらっしゃるというのは承知しているところでございます。そういった方々のニーズに応じてきめ細かな対応がどの程度できるのか、全部に対応できるかどうかは何ともお答えしにくいところですが、できる限りそういったニーズも把握しながら、県、市町村、国、事業者が一緒になって、より最適な公共交通ネットワークを構築できるように検討していきたいと思います。

○千葉秀幸委員長 答弁は簡潔にお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員 これは今後の課題となるのだと思います。例えば市町村の中で、AIのデマンドのタクシーを使ったりするようなものはあるけれども、そこをどうまたぐかは、いろいろ進んでいるところでもそこは課題です。バス路線があればもちろんいいのですけれども、それもだんだん利用者が少なくなって、補助の負担も市町村にとってはかなり大きくなってきているので、その辺をどちらが効率的にできるのかや、やはり県の皆さんの知恵もお借りしながら、市町村の方々は連携したいという御意見だったと思うので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

もう一つは、先ほど佐々木朋和委員がおっしゃっていた法定外目的税ではなく、私は超過課税のあり方を質問させていただきたいと思います。

いわての森林づくり県民税などの超過課税のあり方について、担当部だけではない議論の場をきちんとつくっていくべきではないかとちょうど1年前の総務委員会でも御質問をさせていただきましたが、今日もまた同じ内容の質問でございます。

令和6年12月定例会の一般質問の中で、いわての森林づくり県民税について、担当部から第4期終了後のあり方を今検討していて、補助の拡充についても今議論されているという答弁がありました。私は聞いていて、担当部で議論を進めていっても、いわての森林づくり県民税が本当に岩手県としての喫緊の課題に対応したものの中でランクが上なのかという議論には絶対ならないだろうと思いました。

例えば県立病院等事業会計が、今回90億余の赤字であるほか、少子化対策など、岩手県

には対策してほしい政策がさまざまあるわけで、その中でやはり超過課税を活用してでもやるべきだという順序があまり議論の中に見えてこないのです。もちろんいわての森林づくり県民税を創設したときは、それが本当の課題であったし、だからこそ全国に広がって、国でもやるようになったという経緯はあるので、それは課題だったと思うのです。ただ、それが国もやるようになって、二重課税ではないかという議論もある中で、これをまた事業の内容を拡充してまで続けていくのか、それとも別の県政課題に対応する超過課税にするべきではないかという議論はどこがやるのかをずっと疑問に思っていました。私は、やはり総務委員会の中で議論しながら、政策課題の順位を決めていくものであらうと思っているのですけれども、その点について、内部でどういった議論がされているかについて教えていただきたいと思います。

○佐藤財政課総括課長 まず、財源確保の取り組みについて、先ほどから佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員から御指摘いただいて、財政課としては大変ありがたく思っています。その上でですけれども、超過課税については、やはり特定の行政課題への対応のための有効な財源確保策の一つですので、まずは行政課題に対応するために考える。

いわて森林づくり県民税からいきますと、現在活用して実施すべき事業について検討を行っておりまして、例えば喫緊の課題である鳥獣被害対策や、河川の立木伐採というような事業、これは本会議で城内愛彦委員が指摘されましたが、そういった対象を広げている他県の例も参考に、使途の拡大について検討をしているものです。検討については、部局間で連携して進めており、総務部としても日頃から担当部局と綿密な打合せを行うとともに、ワーキンググループに参加して、財政及び税制の担当として使途の拡大等について提言しているものです。

○ハクセル美穂子委員 いわて森林づくり県民税は、さらに使途を拡充して、さまざまな県政課題に使えるようなマルチな超過課税になっていくというイメージを今受けてしまいましたけれども、それはそれで手法としてそうなのだと思います。やはり一度つくって、それを廃止して、もう一個つくるというのは、なかなか県民の皆さんの理解も得にくいのも理解しているので、理解を得た中でさまざまな方策に活用していくというのはそうなのだと思いますが、そうすると木育などには使えるかもしれませんが、子育てや保健福祉分野の課題にはやはり合致していないものもある。ただ、県民の皆さんからいわて森林づくり県民税を1,000円いただきました。今度は保健福祉分野の課題がありますので、もう1,000円というのはなかなか難しい。今103万円の壁や、トリガー条項の話でも、やはり減税をしていただかないと国民の皆さんは本当に大変だという世論になってきている中で、加えてというのはやはり難しいだろうと私は思っています。

ただ、課題として、やはり財源は確保していかなければならない中で、そういうものをきちんとその時々の方策課題にフィットするように変えていくための議論のプラットフォームみたいなものがあれば、今後10年、20年のうちで課題が変わっていても、それに合わせて今度はこういう目的に使うための課税をしたいというように超過課税を使ってい

ける形になると思うので、何とかその辺を、議論の場すらあまりないと思っていましたので、ぜひ内部で検討も含めてやっていただきたいと思うのですが、これは千葉総務部長に答弁をお願いします。

○千葉総務部長 いわて森林づくり県民税については、やはり今お話しのとおり、それを保健福祉の分野に使うのかというと、これは無理だと思います。条例そのものを変えても、根本的な改正になってしまうので、これは新たな課税になるというものでありますので、先般の一般質問の中であった立木伐採などに使えるのではないかというようなところまでは私も行けるかと思うのですけれども、全く分野外のところは難しいかと思っております。

ハクセル美穂子委員のそもそもの疑問のところに、私もどこまでお答えできるかわからないのですが、例えば県立病院の話をいただきましたけれども、民間病院も含めて、病院経営に係る経費は本来診療報酬で賄うべきだということで、地方財政措置も取られています。ただ一方で、岩渕誠委員からもありましたが、半分しか来ていないというようなところが問題なわけです。そうすると今医療局で経営計画をつくって、自分たちの中でやれる経営努力や、医療の提供に対しても、なるべく県民の皆様にきちんとした医療を提供できるように効率化したり、あるいは国にいろいろ支援をお願いしたりということをやっております。いろいろ考えていく中で、ではどこまで県民医療を充実するのか、守るのかといった根本の議論を、医療だけでなくそれぞれの分野で、例えば子ども、子育てでもそうだと思うのですけれども、どうあるべきだろうというところを根本的に検討する中で、それでもやはり財源が必要だと、あるいは守るためにはこうだと、あるいはこちらは我慢しようという議論があつてこそその超過課税、法定外税ということだと思います。やはりどうしても総務部でやってしまうと財源対策になってしまいますので、これは別に冷たい答弁をするわけではないのですけれども、政策ありきのところでしっかりやっていただくしかないかと思っております。そこにはもちろん総務部も、財政課、税務課を抱えておりますので、しっかり議論には入っていきたいと思いますが、そういったどうあるべき論からしっかり我々の将来の政策を捉えながらの税のあり方ということではないかと考えております。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。内部でしっかりもみながら、しっかりとした税財源対策をしていただければと思います。

○千葉秀幸委員長 おおむね開始から2時間を迎えようとしておりますが、このあとの質疑は1人でございます。休憩を挟まずに継続しようと思うのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 では、質疑を継続します。

○城内愛彦委員 私の質問は単純でありまして、議案等説明会であった国土強靱化計画です。この常任委員会で説明があるものと思っていたのですが、議論できる場があると思っていましたが、今回はなぜこれを説明する機会を持たなかったのか、復興防災部はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○山本特命参事兼企画課長 第2期国土強靱化地域計画の見直しですけれども、取りまと

めにつきましては復興防災部で行っておりますが、その取り組みが多岐にわたる部局横断的な計画でありまして、今回の改定内容は計画の根本の考え方について変えるものではなく、国の基本計画の変更等に伴いまして、計画の内容を一部追加することでありました。部局横断的な計画であるということで、広く県議会に説明する必要があるということで、議案等説明会での説明にしたものでございます。

○城内愛彦委員 議案等説明会は任意の説明です。議会として議論する権利が我々にはあると思っていますし、なぜそれをやらなかったのか。担当しているところが復興防災部ですから、出してきてもいいのではないかと思いますし、特にも今回、我々沿岸部から来ている者とすれば、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震であったり、津波や地震の様相が大分変わってきていますので、そういったこともしっかりと議論をしていかなければならないのではないかと思います。この進め方はある意味議会軽視につながるのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

○福田復興防災部長 次期計画改定については改めて議会にもお諮りするという形で考えておりますが、今回の改定につきましては、山本特命参事兼企画課長から申し上げたとおり、今回改正の内容が全体からすれば大改正ではないということもあって、このような対応を取らせていただいたところであります。ただ、おっしゃるとおり、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定も改めて盛り込むということで、内容的にも追加させていただいておりますので、またこの点については改めて個別に御説明に上がらせていただきたいと思いますと考えております。

○城内愛彦委員 個別というと、それはまた少し筋が違うなと思っていますし、議案等説明会のときに示された改定のスケジュールを持ってきたのですけれども、令和6年11月に県議会への説明ということで、議案等説明会をもって県議会への説明に代えるということだったのか。また12月には改定を公表するという話ですので、公表前にやはり議会として議論をするべきと考えます。今日は他の案件が盛りだくさんでしたが、まだ夕方まで時間がある中で、私は出てくるのかと思っていたのですが、出なかったのはとても残念ですし、こういうやり方はあまりよくないと思うのですが、千葉総務部長、どうですか。

○千葉総務部長 議会を担当する総務部の部長として、私も今城内愛彦委員の意見を重く受けとめたところであります。

議案等説明会は、総務部が主催で、質疑ができない中で便宜的に説明をさせていただく場でありまして、本来は県でこれから何かしようとする、あるいは計画をつくる、今回の県庁の在り方などを議論をいただくのは、あくまで本会議や委員会だと思っています。ですから、後で説明するということに関しては、単なる説明でありまして、正式な議論の場ではありませんので、やはり重要な案件についてはこうした委員会の場で取り上げる必要があるかと思っています。

今議会におきましては、例えば復興防災部で新型インフルエンザの関係で、これは新たにつくるということでやっているのかもしれませんが、議会の議決案件でないからという

ことでもないと思いますし、やはり県民生活に直結する、あるいは県民の皆様が非常に関心のあるようなことに関しては、議会でしっかり議論していただくことが必要だと思っております。今まで議会の委員会に対する報告の仕方にはしっかり決まったものがなく、部局において判断して出していたというところもありますので、今後庁議の場などで今回の案件については報告をさせていただいて、各部局には決して議会軽視とならないように、しっかりと議論していただくことを周知徹底したいと考えております。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

それでは、委員の皆様におかれましては、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、ILCの実現に向けた産学官の連携の取り組みについてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の12月の県内調査につきましては12月24日に実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。